

平成30年度
需要家側エネルギーリソースを活用した
バーチャルパワープラント構築実証事業費補助金

公募要領

平成30年4月17日

補助金を申請及び受給される皆様へ

一般社団法人 環境共創イニシアチブ（以下、「SII」という。）が取り扱う補助金は、公的な国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められます。当然ながら、SIIとしても厳正に補助金の執行を行うとともに、虚偽や不正行為に対しては厳正に対処いたします。

当事業の補助金の交付を申請する方、採択されて補助金を受給される方は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」をよくご理解の上、また下記の点についても十分にご認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続きを適正に行ってくださいようお願いいたします。

- ① 補助金に関係する全ての提出書類において、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないでください。
- ② SIIから補助金の交付決定を通知する以前に、既に発注等を完了させた事業等については、補助金の交付対象とはなりません。
- ③ 補助事業に係る資料（申請書類、SII発行文書、経理に係る帳簿及び全ての証拠書類）は、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む）の日の属する年度の終了後5年間いつでも閲覧に供せるよう保存してください。
- ④ 補助金で取得、又は効用の増加した財産（取得財産等）を、当該財産の処分制限期間内に処分しようとするときは、事前に処分内容等についてSIIの承認を受けなければなりません。
また、その際補助金の返還が発生する場合があります。なお、SIIは、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
※ 処分制限期間とは、導入した設備等の法定耐用年数期間をいう。
※ 処分とは、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄し、又は担保に供することをいう。
※ 法定耐用年数とは「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（平成28年3月31日財務省令第27号）」に規定するものである。
- ⑤ また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、SIIとして、補助金の受給者に対して必要に応じて現地調査等を実施します。
- ⑥ 上記の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取消を行うとともに、受領済の補助金のうち取消対象となった額に加算金（年10.95%の利率）を加えた額をSIIに返還していただきます（SIIは、当該金額をそのまま国庫に返納します）。併せて、SIIから新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表することがあります。
- ⑦ SIIは、交付決定後、採択分については、事業者名、事業概要等をSIIのホームページ等で公表することがあります。（個人・個人事業主を除く）
- ⑧ なお、補助金に係る不正行為に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）」（以下「補助金適正化法」という。）の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。予め補助金に関するそれら規定を十分に理解した上で本事業への申請手続きを行うこととしてください。

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

目次

1. 全体概要	04
2. VPP基盤整備事業について	15
3. VPPアグリゲーター事業について	22
4. V2Gアグリゲーター事業について	32
5. VPP/V2Gリソース導入促進事業について	41
6. 申請方法	55
7. 事業開始から完了	60
8. 申請書類の記入例	64

1. 全体概要

1. 全体概要

1-1 事業の目的

本事業は、工場や家庭などが有するエネルギーリソース（蓄電池、発電設備、EVやデマンドリスポンス等）を、高度なエネルギーマネジメント技術により遠隔・統合制御し、あたかも一つの発電所（仮想発電所：バーチャルパワープラント）のように機能させることで、電力の需給調整に活用する実証を行うことを目的とする。

1-2 事業名称

平成30年度 需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金

1-3 予算額

41億円の内数

1-4 補助対象事業

本事業は、下記4事業で構成する。

事業分類表

分類	事業名	事業内容	主な補助対象経費	補助率
A	VPP基盤整備事業	B-1事業で採択されたVPPアグリゲーターの実証を支援し、事業課題等の調査・分析及び必要なシステム開発を行う事業。	人件費、システム開発費 等	定額
B-1	VPPアグリゲーター事業	VPP基盤整備事業者からのDR指令を受けて、VPP実証を行い、VPP構築に向けて技術実証、制度的課題の洗い出しを行う事業。	人件費、システム開発費 等	1/2以内
B-2	V2Gアグリゲーター事業	電気自動車等（EV/PHV）を活用し、V2G ^{※1} 実証を行い、V2G構築に向けて技術実証、制度的課題の抽出を行う事業。	人件費、システム開発費 等	1/2以内
C	VPP/V2Gリソース導入促進事業	B-1,B-2事業で採択されたVPP/V2Gアグリゲーターが制御を行う蓄電池等のリソースや制御装置等の導入を支援する事業。	蓄電池、PCS ^{※2} 、EMS ^{※3} 、制御装置、導入工事費、V2G関連設備費（EVPS ^{※4} ）・工事費 等	定額 1/2以内

※1 Vehicle to Grid

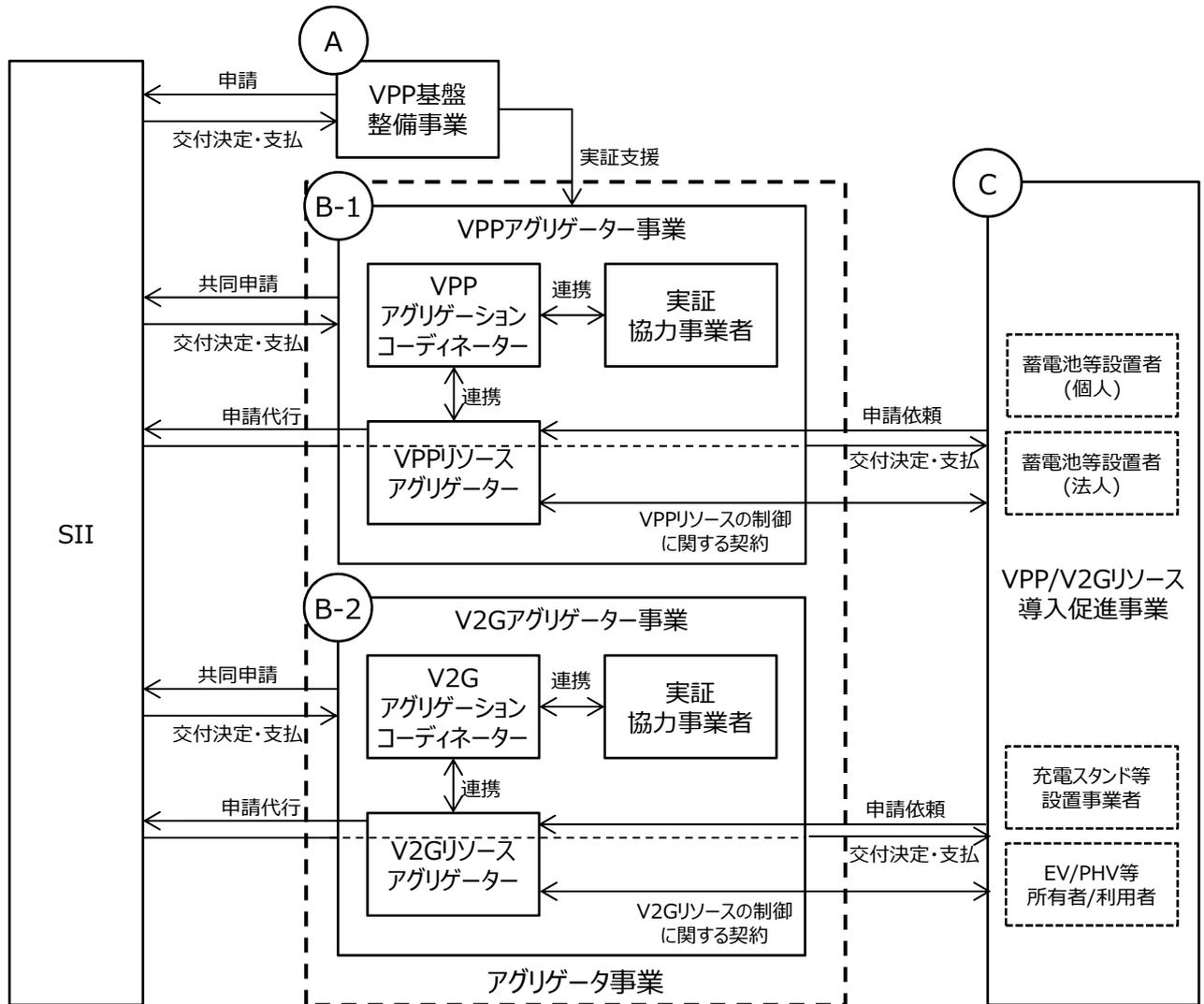
※2 Power Conditioning Subsystem（直流交流交換装置）

※3 Energy Management System

※4 EV Power Station（電気自動車充電設備）

1. 全体概要

事業スキーム全体図



1. 全体概要

1-5 補助対象事業者

全事業共通で、下記の要件を満たす事業者を補助対象事業者とする。各事業の追加要件は、各事業の説明ページを確認すること。

- ① 日本国内において登記された法人および、日本国内に居住がある個人・個人事業主であること。
- ② 経済産業省から補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者であること。
- ③ 応募書類「暴力団排除に関する誓約書」に記載されている事項に該当しないこと。（補足 1 参照）
- ④ 申請に関する情報及び補助対象設備の活用状況等について、国及びSII、A事業の採択事業者に情報提供が行われることについて同意すること。
 - ※ 交付決定等に関する情報は法人インフォメーションにおいてオープンデータとして原則公表される（個人・個人事業主を除く）。
 - ※ 「法人インフォメーション」Webサイト：<http://hojin-info.go.jp>
- ⑤ 処分制限期間の間、導入設備等を補助事業の目的に即して継続的に維持運用できる事業体制を有すること。
 - ※ 取得財産等を処分制限期間内に処分しようとする時や、事業の目的通りに使用しなくなった場合は、予めSIIの承認を受けなければならない。
 - ※ その場合、補助金の返還が発生する場合がある。
 - ※ 詳細は補足 2 を参照のこと。
- ⑥ 導入した補助対象設備等に関する使用状況や設備導入による事業効果等について、SII及び国からの依頼により調査を実施する場合、必ず協力できること。
 - ※ 提出された申請や報告の情報は、事前告知を行わず、国又はSIIから公表される場合がある。

1-6 補助対象経費・補助率

補助対象経費・補助率は各事業で定める。ただし、全事業共通で下記の点に注意すること。

- 交付決定が行われる前に係る経費（事前調査費等）や、交付決定前に行われる契約・発注行為に係る経費は対象外とする。
- 消費税法に定める消費税・地方消費税は補助対象外とする。
- 土地の取得及び賃借料は補助対象外とする。
- 既設設備等の撤去費用、除却あるいは廃棄に要する経費は補助対象外とする。
- 自社調達の場合は利益排除を行うこと。（詳細は補足 3 参照）
- 人件費を補助対象経費計上する場合は、健保等級単価で計上すること。（詳細は補足 4 参照）
- 補助対象経費に、当該補助金以外に国からの補助金等（補助金適正化法第2条第1項に規定する補助金等をいう）を含めないこと。
- その他、SIIが対象外と判断した経費は、補助対象外とする。

1. 全体概要

1-7 補助事業期間

(1) 補助事業開始日

補助事業の開始日は、SIIが補助事業の交付を決定した日（交付決定日）以降とする。

※補助対象経費に係る契約・発注行為は必ず交付決定日以降に行うこと。

(2) 補助事業完了日及び実績報告提出期限

補助事業の完了日は、補助対象事業の検収日か補助事業者における支出義務額（補助事業に要する経費全額）を支出完了（精算を含む）した日のいずれか遅い方とする。実績報告書は、事業完了日から30日以内、もしくは各事業毎に下記に定める期限までに提出すること。

分類	事業名	対象事業者	提出期限
A	VPP基盤整備事業	基盤整備事業者	平成31年3月 5日（火） 12：00 必着
B-1	VPPアグリゲーター事業	VPPアグリゲーションコーディネーター	平成31年3月 1日（金） 12：00 必着
		VPP実証協力事業者	平成31年2月15日（金） 12：00 必着
		VPPリソースアグリゲーター	平成31年2月15日（金） 12：00 必着
B-2	V2Gアグリゲーター事業	V2Gアグリゲーションコーディネーター	平成31年3月 1日（金） 12：00 必着
		V2G実証協力事業者	平成31年2月15日（金） 12：00 必着
		V2Gリソースアグリゲーター	平成31年2月15日（金） 12：00 必着
C	VPP/V2Gリソース導入促進事業	設備設置者	平成31年2月15日（金） 12：00 必着

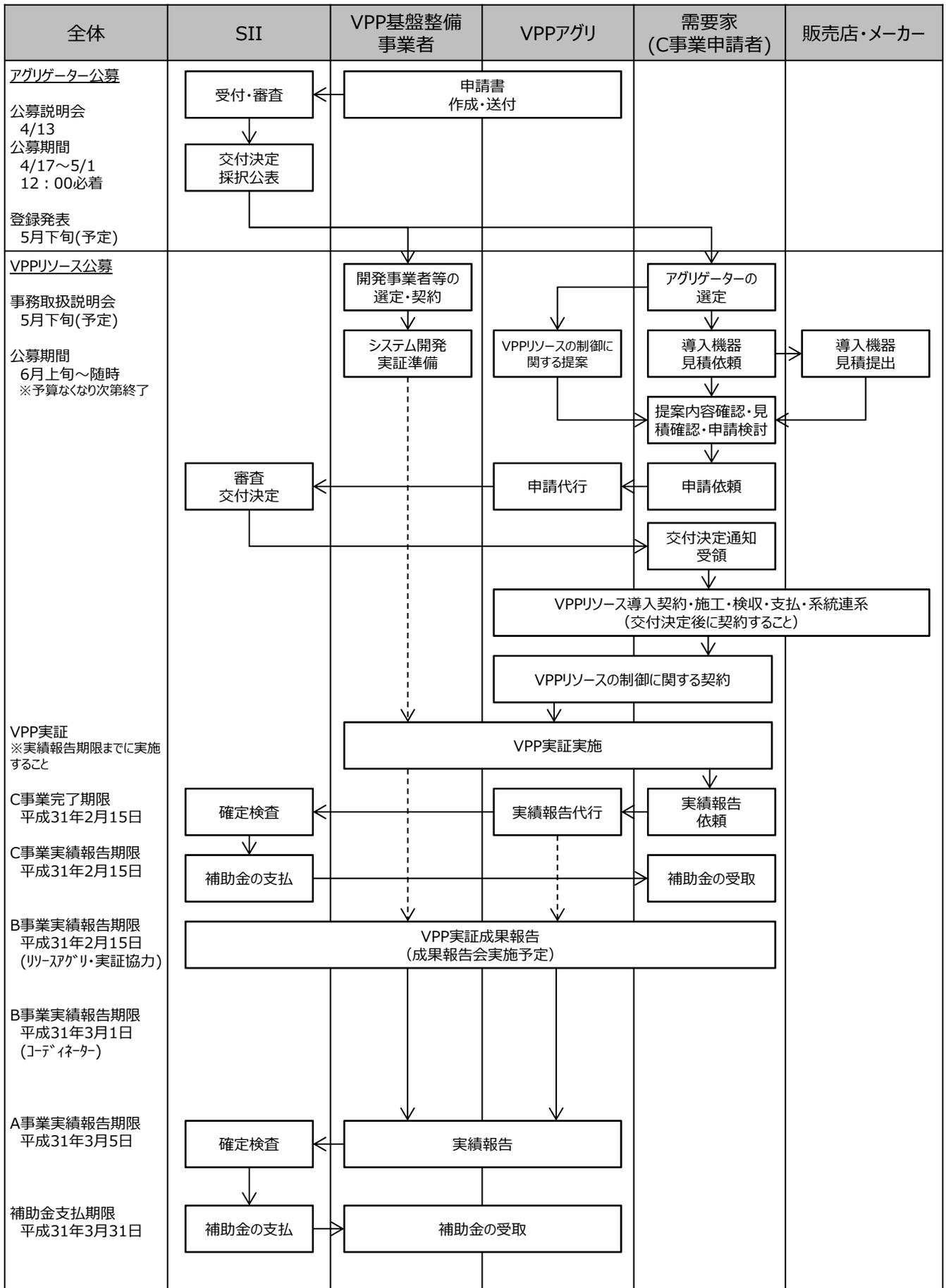
※ 振込手数料を取引先が負担しており、取引価格の内数になっていることが明らか場合は、補助対象経費として計上することができる。（補助事業に要する経費から差し引く支払も可。振込手数料であることを証明するエビデンスの提出は必須）

※ 申請時の事業完了予定日は厳守のこと。遅延の場合、補助対象とならない場合がある。

※ 事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡すること。

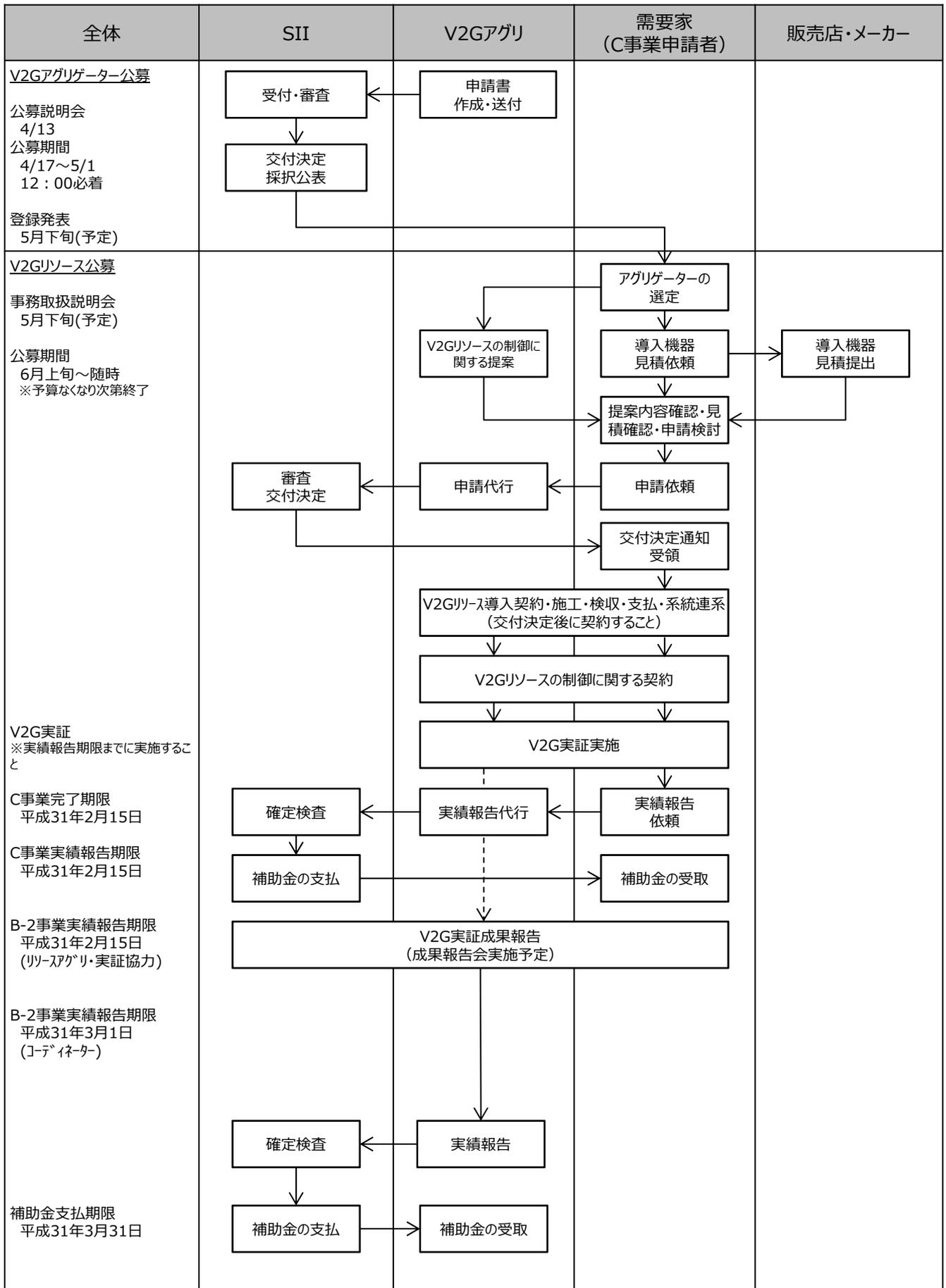
1. 全体概要

1-8 事業スケジュール (VPP事業)



1. 全体概要

1-9 事業スケジュール (V2G事業)



1. 全体概要

【補足1】暴力団排除に関する誓約内容に関して

暴力団排除に関する下記①～④に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象とはならない。

- ① 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
 - ② 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - ③ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 補助事業者は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においても、①～④のいずれにも該当しないことを補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもって誓約したものとする。
- この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、補助事業者が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し受けない。
- 遵守事項に違反した場合は交付決定の取消などの措置がとられることになる。
- 補助事業者の役員等の名簿について交付申請書の添付書類として提出すること。

1. 全体概要

【補足2】財産処分について

本事業は、VPP/V2Gリソースとして活用するための機器に補助を行うことを目的としている。よって、処分制限期間内に、下記のようにVPP/V2Gリソースとして活用できなくなった場合は、交付規程第22条に則り、財産処分が必要となる。契約するVPP/V2Gアグリゲーターと、導入した蓄電池等がバーチャルパワープラントに活用できなくなった場合の財産処分の補償について事前に取り決めておくこと。

- リソースアグリゲーターとのVPP/V2Gリソースの制御に関する契約が解除され、VPP/V2Gリソースとして活用できなくなった場合
- リソースアグリゲーターが何らかの事情（倒産等）でVPP/V2Gリソースの制御を継続できなくなり、VPP/V2Gリソースの制御を代替する事業者が一定期間、見つからなかった場合
- その他、平成16年6月10日大臣官房会計課の「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の取扱いについて」に該当する場合（転用・譲渡・交換・貸付・担保・廃棄・取り壊し）

【法人および個人事業主の場合】

法人および個人事業主の場合は、下記の方法で返金額を計算する。

- 処分制限財産の償却資産登録日を起算日とする。
- 処分制限財産をVPPリソースとして使用しなくなった日を処分日とする。
- 処分制限期間は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に記載がある設備別の法定耐用年数とする。（会計・税務上の法定耐用年数とは異なる場合があるので注意すること）
- 決算日は補助事業者の決算日とする。
- 減価償却方法は事業者の減価償却方法（定率法or定額法）を採用する。
- 上記の条件で補助対象経費の残存簿価を計算し、残存簿価の補助金相当額を返金額とする。
- 残存簿価より譲渡額が高い場合は譲渡額の補助金相当額を返金額とする。

【個人の場合】

個人の場合、償却資産登録や減価償却等が発生しないため、下記の方法で返金額を計算する。

- 処分制限財産の取得日（支払日）を起算日とする。
- 処分制限財産をVPPリソースとして使用しなくなった日等を処分日とする。
- 処分制限期間は4年とする。（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）」に記載がある「別表第六 開発研究用減価償却資産の耐用年数表」、「機械及び装置」の「4年」を適用する）
- 計算用の決算日を3/31とする。
- 減価償却方法は「定率法」を採用する。
- 上記の条件で補助対象経費の残存簿価を計算し、残存簿価の補助金相当額を返金額とする。
- 残存簿価より譲渡額が高い場合は譲渡額の補助金相当額を返金額とする。

1. 全体概要

【補足3】利益排除について

補助事業において、補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達がある場合、補助対象事業の実績額の中に補助事業者の利益等相当分が含まれることは、補助金交付の目的上ふさわしくないと捉えられる。このため、利益等排除の方法を原則下記のとおり取り扱う。

1. 利益等排除の対象となる調達先

補助事業者自身の場合、利益等排除の対象とする。

2. 利益等排除の方法

原則、設備の製造原価を以って補助対象経費とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価をいう。但し、原価等を算出することが困難である場合は、他の合理的な説明を以って原価として認める。

＜利益等排除の考え方＞

区分	関係会社から	100%同一資本企業から	自社から
3社見積の場合	利益排除不要	利益排除不要	3社見積参加不可
特命発注の場合	利益排除については 事由書で判断	利益排除については 事由書で判断	利益排除

1. 全体概要

【補足4】平成30年度健保等級単価表

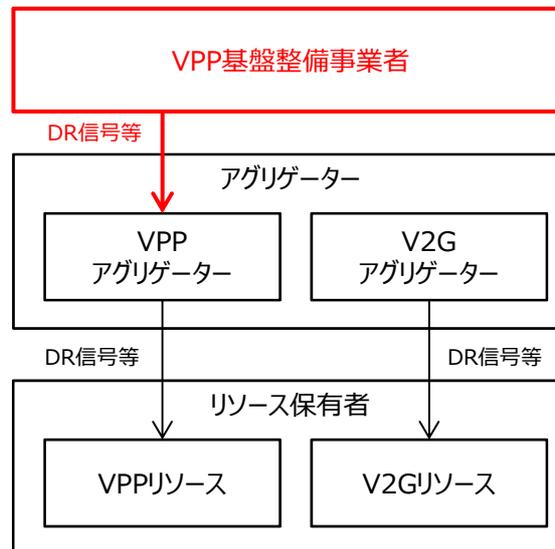
等級	健保等級適用者			労務費単価(円/時間)		健保等級適用者以外 (年俸制・月給制)			労務費単価 (円/時間)	
	報酬月額	報酬月額		A. 賞与なし、 年4回以上	B. 賞与1 回～3回	月給範囲額				
		以上	～			未満	以上	～		未満
1	58,000	～	63,000	340	450	～	83,790	450		
2	68,000	63,000	～	73,000	400	530	83,790	～	97,090	530
3	78,000	73,000	～	83,000	460	610	97,090	～	110,390	610
4	88,000	83,000	～	93,000	520	690	110,390	～	123,690	690
5	98,000	93,000	～	101,000	580	770	123,690	～	134,330	770
6	104,000	101,000	～	107,000	610	810	134,330	～	142,310	810
7	110,000	107,000	～	114,000	650	860	142,310	～	151,620	860
8	118,000	114,000	～	122,000	690	920	151,620	～	162,260	920
9	126,000	122,000	～	130,000	740	990	162,260	～	172,900	990
10	134,000	130,000	～	138,000	790	1,050	172,900	～	183,540	1,050
11	142,000	138,000	～	146,000	840	1,110	183,540	～	194,180	1,110
12	150,000	146,000	～	155,000	880	1,180	194,180	～	206,150	1,180
13	160,000	155,000	～	165,000	940	1,260	206,150	～	219,450	1,260
14	170,000	165,000	～	175,000	1,000	1,330	219,450	～	232,750	1,330
15	180,000	175,000	～	185,000	1,060	1,410	232,750	～	246,050	1,410
16	190,000	185,000	～	195,000	1,120	1,490	246,050	～	259,350	1,490
17	200,000	195,000	～	210,000	1,180	1,570	259,350	～	279,300	1,570
18	220,000	210,000	～	230,000	1,300	1,730	279,300	～	305,900	1,730
19	240,000	230,000	～	250,000	1,420	1,890	305,900	～	332,500	1,890
20	260,000	250,000	～	270,000	1,540	2,040	332,500	～	359,100	2,040
21	280,000	270,000	～	290,000	1,650	2,200	359,100	～	385,700	2,200
22	300,000	290,000	～	310,000	1,770	2,360	385,700	～	412,300	2,360
23	320,000	310,000	～	330,000	1,890	2,520	412,300	～	438,900	2,520
24	340,000	330,000	～	350,000	2,010	2,670	438,900	～	465,500	2,670
25	360,000	350,000	～	370,000	2,130	2,830	465,500	～	492,100	2,830
26	380,000	370,000	～	395,000	2,250	2,990	492,100	～	525,350	2,990
27	410,000	395,000	～	425,000	2,420	3,230	525,350	～	565,250	3,230
28	440,000	425,000	～	455,000	2,600	3,460	565,250	～	605,150	3,460
29	470,000	455,000	～	485,000	2,780	3,700	605,150	～	645,050	3,700
30	500,000	485,000	～	515,000	2,960	3,930	645,050	～	684,950	3,930
31	530,000	515,000	～	545,000	3,130	4,170	684,950	～	724,850	4,170
32	560,000	545,000	～	575,000	3,310	4,410	724,850	～	764,750	4,410
33	590,000	575,000	～	605,000	3,490	4,640	764,750	～	804,650	4,640
34	620,000	605,000	～	635,000	3,670	4,880	804,650	～	844,550	4,880
35	650,000	635,000	～	665,000	3,850	5,120	844,550	～	884,450	5,120
36	680,000	665,000	～	695,000	4,020	5,350	884,450	～	924,350	5,350
37	710,000	695,000	～	730,000	4,200	5,590	924,350	～	970,900	5,590
38	750,000	730,000	～	770,000	4,440	5,900	970,900	～	1,024,100	5,900
39	790,000	770,000	～	810,000	4,680	6,220	1,024,100	～	1,077,300	6,220
40	830,000	810,000	～	855,000	4,910	6,530	1,077,300	～	1,137,150	6,530
41	880,000	855,000	～	905,000	5,210	6,930	1,137,150	～	1,203,650	6,930
42	930,000	905,000	～	955,000	5,500	7,320	1,203,650	～	1,270,150	7,320
43	980,000	955,000	～	1,005,000	5,800	7,720	1,270,150	～	1,336,650	7,720
44	1,030,000	1,005,000	～	1,055,000	6,100	8,110	1,336,650	～	1,403,150	8,110
45	1,090,000	1,055,000	～	1,115,000	6,450	8,580	1,403,150	～	1,482,950	8,580
46	1,150,000	1,115,000	～	1,175,000	6,810	9,060	1,482,950	～	1,562,750	9,060
47	1,210,000	1,175,000	～	1,235,000	7,160	9,530	1,562,750	～	1,642,550	9,530
48	1,270,000	1,235,000	～	1,295,000	7,520	10,000	1,642,550	～	1,722,350	10,000
49	1,330,000	1,295,000	～	1,355,000	7,870	10,470	1,722,350	～	1,802,150	10,470
50	1,390,000	1,355,000	～		8,230	10,950	1,802,150	～		10,950

2.VPP基盤整備事業

2.VPP基盤整備事業

2-1 VPP基盤整備事業者の位置づけ

VPP基盤整備事業（以下「A事業」）は、B-1事業で採択された事業者と連携し、国内でVPPをより普及させると共に、電力の需給調整に必要な共通基盤システムの開発・調査・研究・接続実証を行う事業者のことをいう。



2-2 VPP基盤整備事業者の業務

A事業者は下記の業務を実施する必要があります。

- ① システム開発
 - スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会が策定した「デマンドレスポンス・インターフェース仕様書」（以下「DR仕様書」という。）に基づくこと。
 - VPPアグリゲーターとのDR信号授受が、DR仕様書のプロトコル、もしくは国際標準又はそれに準ずる公知なプロトコルでDRシグナルの授受を行えること。
- ② VPPアグリゲーターと連携した実証（DR信号発信）
 - 共通実証内容は次頁参照
- ③ 実証結果のとりまとめおよび課題検討
 - 実証の結果をエネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネス検討会と共有すること。
 - スマートコミュニティ・アライアンスの国際標準化WGに設置された国際標準化のためのサブワーキンググループと適切に連携すること。
- ④ B-1事業者への説明および問い合わせ対応（B-2事業者も連携を求めた場合は対応できること）
- ⑤ その他、事業を円滑に進行するためにSIIが指示する業務。

2.VPP基盤整備事業

VPP基盤整備事業者とVPPアグリゲーターが共同で実施する共通実証（案）※1

項目	二次調整力②相当	三次調整力①相当	三次調整力②/上げ相当 (上げDR)
指令値変更の有無	なし	指令値変更あり：30分単位	なし
反応時間	5分	15分	1時間
持続時間	4時間	4時間	3時間
ベースライン	① High4of 5(当日調整あり) ② 事前計測	① High4of 5(当日調整あり) ② 事前計測	① High4of 5(当日調整あり) ③ Low4of 5(当日調整あり)
	※ ①、②は「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」における標準ベースライン ※ ③は「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」に記載がないが、妥当性の検証用として		
実証対象地域	東京電力、関西電力、九州電力管内 ※制御リソースはエリア間を跨がないこととする		
制御量計測	Bルートの1分データ（CTセンサー等による計測でも可）		
最低容量	可能な限り1,000kW以上目指す		
実施期間	8月1日～10月30日	12月3日～2月1日	11月1日～12月2日
指令の 発出回数	週1回（合計約14回）	週1回（合計約9回）	週1回（合計約5回）
	※実証参加日は、実施予定の全てのエリアにて制御を行うこと		
指令への応答	DRAS（※2）からの制御指令に対して応答する（実証に参加する）場合は、アグリゲーションコーディネーターのVEN（※3）からOPT-IN信号を返すこと。		
実証参加回数	8回以上	8回以上	4回以上
制御可能量の報告	所定の期日までに、所定の方式で制御可能量を報告すること。 ※共通実証種別毎、エリア毎、30分単位（1日48コマ）で報告		
制御量の報告のタイミング	制御開始5分前から、制御終了5分後まで1分間隔でDRASへ報告すること。		
成功判定基準	±10%以内 ※1分計測値(kW)の30分(30コマ)平均で計算 ※すべての1分計測値が±10%以内に入っている必要はない		
参加対象	全事業者		九州電力管内にリソースを持つ事業者

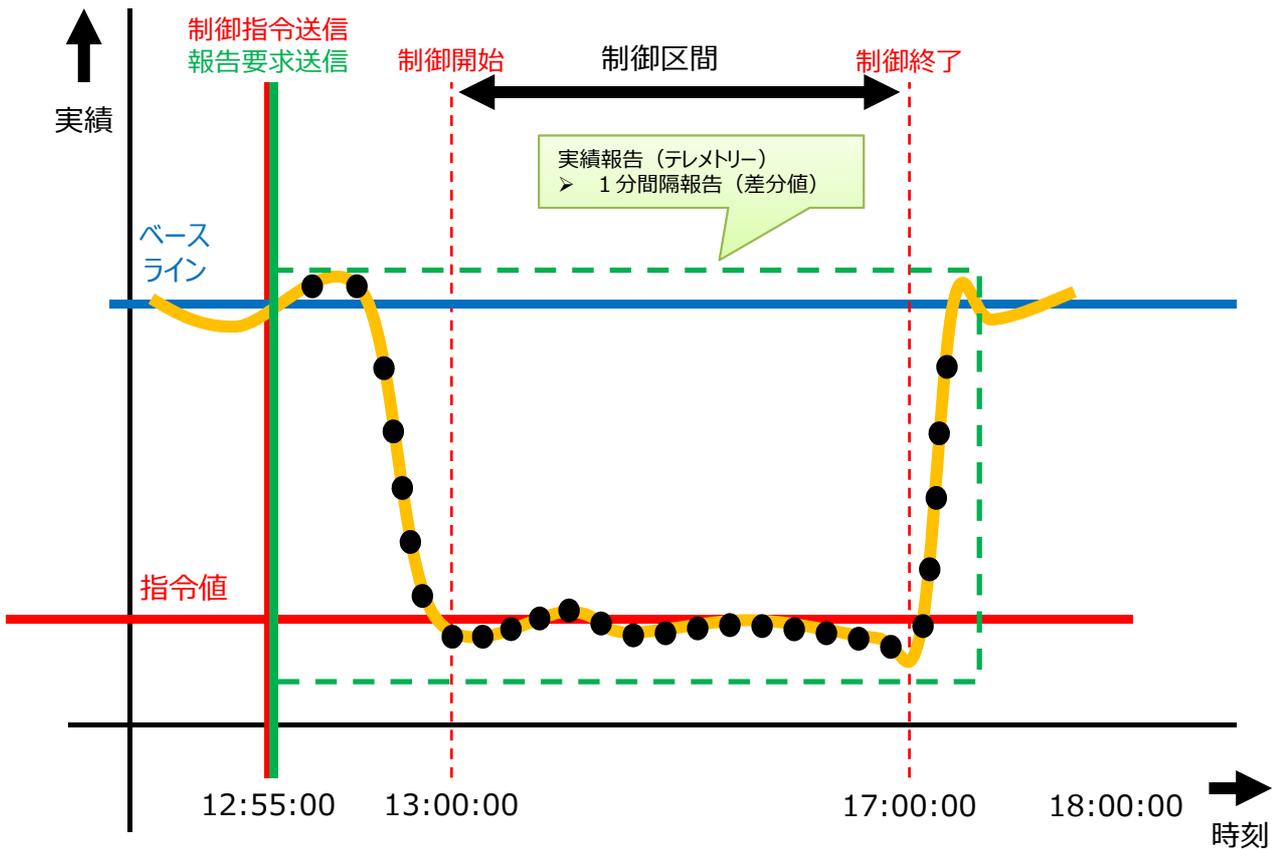
※1 共通実証内容は現時点の案であり、需給調整市場の検討状況等を踏まえ、今後変更する可能性がある

※2 Demand Response Automation Server

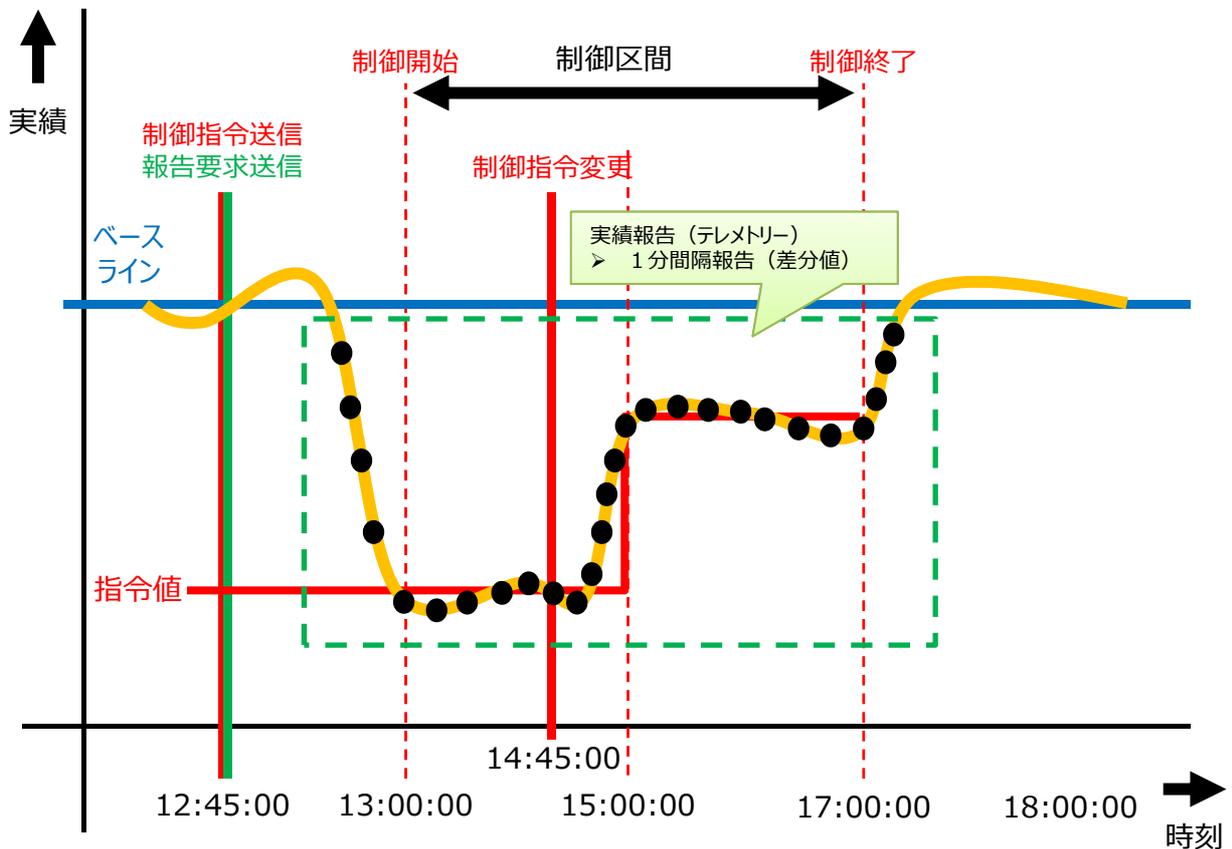
※3 Virtual End Node

2.VPP基盤整備事業

【制御指令と報告要求タイミングのイメージ】（二次調整力②相当）



【制御指令変更と報告タイミングのイメージ】（三次調整力①相当）



2.VPP基盤整備事業

2-3 その他注意事項

- SIIは、本事業の適正な運用のため、必要な時期にVPP基盤整備事業者の事業所への立ち入りを含めた監査を行うことができる。VPP基盤整備事業者は、SIIの求めに応じて監査に協力すること。
- VPP基盤整備事業者は、SIIが行う現地検査や、会計検査院の会計実地検査に備え、本事業で関与した領域のすべての資料を、補助事業完了後、最低5年間保管し、閲覧・提出に協力すること。
- VPP基盤整備事業者において、不正並びに業務の怠慢等が行われていることが明らかとなり、VPP基盤整備事業者として不適切であるとSIIが判断した場合、事業途中であってもSIIはVPP基盤整備事業者に対し、交付決定の全部もしくは一部の取り消しを行うことができる。
- 不正並びに業務の怠慢等により、VPP基盤整備事業者の交付決定取消しを行った場合、SIIが執行する全補助事業の新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する場合がある。

2.VPP基盤整備事業

2-4 補助対象事業

P.6 1-5で定義されている事業者要件に加え、下記の事業要件をすべて満たすこと。

- ① 本事業に携わる部署において、情報セキュリティ対策が実施されていること。（JIS Q27001相当の第三者認証取得が望ましい）
- ② 「サイバーセキュリティガイドライン」に基づいたセキュリティ対策が実施されていること。
（※）「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するサイバーセキュリティガイドライン」
（平成29年11月29日）

<http://www.meti.go.jp/press/2017/11/20171129002/20171129002-1.pdf>

2-5 審査方法・基準

SIIは、申請された事業内容等について、下記の基準で審査を行う（必要に応じて申請業者へのヒアリングを実施）。さらに、SIIが設置した学識経験者を含む関係分野の専門家で構成される審査委員会の審査結果を踏まえ、採択事業者を決定する。

- ① P.6 1-5 補助対象事業者基準を満たしていること
- ② 2-4 補助対象事業基準を満たしていること
- ③ 事業計画の実効性
 - 本実証の共通基盤として有効な機能等を備えているか
 - 将来的に全国の一般送配電事業者で共通利用するための機能が検討されているかどうか 等
- ④ 事業継続性
- ⑤ 事業実績
- ⑥ 実証内容の独自性や応用性
- ⑦ 技術の先端性 他

2.VPP基盤整備事業

2-6 補助対象経費および補助率

VPP基盤整備事業者へは、下記の補助を行う。

区分		内 容	補助率	上限額
人件費		本事業を直接実施する研究員、補助員の人件費 (健保等級単価による計算、詳細は補足4参照)	定額	2.0億円
事業費	実証経費(事業に必要な直接経費)	旅費、委託費、外注(請負)費、通信費、会議費、会議室借料、各種リース料、印刷製本費	定額	
	機械装置等の購入費	補助事業に必要なシステム構築費、機械装置等の製作・購入に要する経費、据付工事費及び機械装置等の保守・改造に要する経費	定額	

人件費 : VPP基盤整備事業者が直接支払う人件費(消費税がかからない人件費)

実証経費 : 実証経費として支出するもの(非固定資産、消費税がかかる支出)

システム開発費 : 固定資産登録を行うシステム開発費(システム利用料は実証経費)

▶ 補助対象経費の詳細はP.56 6-2参照

3.VPPアグリゲーター事業

3.VPPアグリゲーター事業

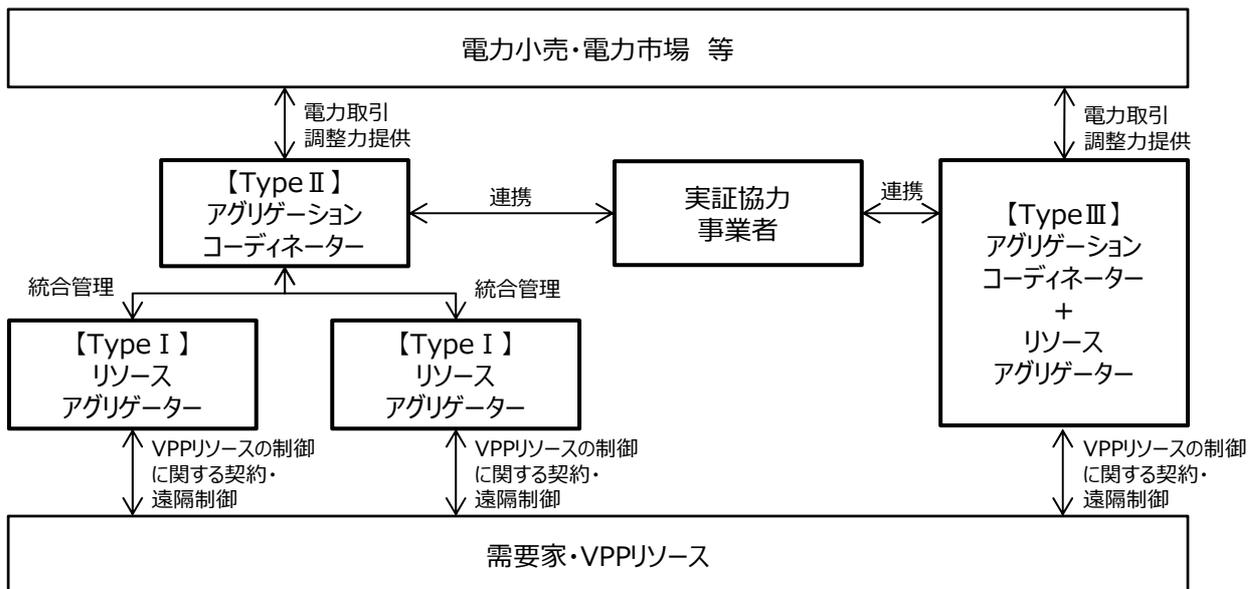
3-1 VPPアグリゲーターの位置づけ

VPPアグリゲーターとは、A事業者と共同でVPP実証を行い、VPP構築に向けて技術実証、制度的課題の洗い出しを行う事業者のことを言う。VPPアグリゲーターはVPP実証の役割に応じて、下記4分類を定義する。

VPPアグリゲーター分類

分類	概要
Type I	Type IIもしくはIIIの事業者と連携し、需要家とVPPリソースの制御に関する契約を直接締結、VPPリソースの遠隔制御・統合管理を実施する事業者（リソースアグリゲーター）
Type II	需要家とは直接VPPリソースの制御に関する契約を締結しないものの、複数のType I事業者の上位で統合管理を行い、電力小売や電力市場等で取引等を想定した実証を行う事業者（アグリゲーションコーディネーター）
Type III	Type I・IIの双方を実施する事業者
実証協力事業者	アグリゲーションコーディネーターの業務を一部担う事業者のうち、電力小売や電力市場と直接契約や取引を行わず、また需要家とVPPリソースの制御に関する契約を直接締結しない事業者

VPPアグリゲーター分類イメージ



3.VPPアグリゲーター事業

3-2 VPPアグリゲーターの業務

VPPアグリゲーターは、分類に応じて下記の業務を行うこととする。

No.	業務項目	業務概要	VPPアグリゲーター分類			
			Type I	Type II	Type III	実証協力
1	必要情報の提供	SIIが外部向けに作成しVPPアグリゲーター一覧に必要な情報（提供サービスの内容、サービス費用等）を提供すること。	○	○	○	○
2	VPPリソースの登録	SIIへ制御可能なVPPリソースの種類を登録すること。なお、家庭用蓄電池の場合はメーカー・型番の登録を必須とする。	○		○	
3	問い合わせへの対応	C事業の補助対象となる設備およびシステム・機器の導入を検討する需要家からの問い合わせ対応の他、C事業の概要についても説明ができるよう体制を整えること。	○		○	
4	交付申請の代行	C事業の補助対象となる設備およびシステム・機器の導入を検討する需要家に対して、C事業についての詳細な説明を行うとともに、C事業への申請を行うこととなった場合には、必要書類を取りまとめ、SIIへの交付申請を代行(※1)すること。	○		○	
5	VPPリソース導入支援	SIIよりVPPリソースの導入の交付決定を受けた者（VPPリソース導入事業者）に対して、導入設備の設置およびVPPサービス提供を行うための設定を支援すること。	○	○	○	
6	VPPサービス契約	VPPリソース導入後、VPP実証および実証終了後もVPPリソースとして使用するためのサービス契約（VPPリソースの制御に関する契約）を締結すること	○		○	
7	系統連系確認	VPPリソースとして使用する際に、系統連系申請や電力会社への申請が必要になる設備は、申請状況および申請に必要な情報を把握できる体制を整えること。	○	○	○	
8	VPP実証の実施	VPP基盤整備事業者が設定する実証および、アグリゲーションコーディネーターが実施する実証に参加し、適切なデータ収集・分析を実施すること。	○	○	○	○
9	実績報告の代行と確定検査への対応	C事業の実績報告を代行し、SIIに提出すること。SIIは、必要に応じて現地確認を含む確定検査を行う。VPPアグリゲーターはVPPリソース導入事業者への連絡や現地確認に必要な調整など、SIIが行う確定検査のサポートを行うこと。	○	○	○	
10	成果報告	補助事業期間の制御実績データ等を取得し、平成31年3月日までにSIIへ報告すること。報告内容および報告期限はP. 2 3補足7を参照すること。	○	○	○	○
11	実証状況の管理ととりまとめ	リソースアグリゲーターは自社の導入目標・実績を確実に管理すること。アグリゲーションコーディネーターは、コンソーシアム全体の実証状況を管理し、適切な管理・指導を行うこと。特に、リソースアグリゲータのVPPリソース導入目標は実現可能性の精査を実施し、導入実績を随時管理すること。	○	○	○	
12	その他	その他、本事業を実施するにあたって、国およびSIIから指示する業務へ対応すること。	○	○	○	○

※1 アグリゲーターが指定する販売代理店等による代行申請も認める。詳細は採択された事業者の説明する。

※2 SIIに提出されたデータは、国に提出された後、統計的な処理等を実施して公表される場合がある。

3.VPPアグリゲーター事業

【補足6】VPPアグリゲーターのシステム要件について

VPPアグリゲーターが開発もしくは本実証で使用するシステムは、下記の要件を満たさなければならない。

- ① 本事業を検証する期間内にアグリゲーションシステムを構築し、その有効性に関する分析・検討・評価を行うためのデータ採取・提供ができること。
- ② 一般送配電事業者と信号の授受を行う前提でアグリゲーションシステムを構築する場合には、DR仕様書のプロトコルでシグナルの授受を行うこと
- ③ 小売電気事業者と信号の授受を行う前提でアグリゲーションシステムを構築する場合には、DR仕様書のプロトコル、もしくは国際標準又はそれに準ずる公知なプロトコルでDRシグナルの授受を行うこと。
- ④ スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会で設定した、家庭の蓄電池や太陽光発電等を制御対象とする場合、ECHONET Liteの授受を行うこと。
- ⑤ 需要削減量の取引を行う場合には、経済産業省が定めた「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」に基づいて行うこと。（※）「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」（平成29年11月29日）
<http://www.meti.go.jp/press/2017/11/20171129001/20171129001-1.pdf>
- ⑥ 計測器については、スマートメーターを原則としつつ、関係する一般送配電事業者及び小売電気事業者との協議の上でアグリゲーター独自の計測器（計量法を満たすものが望ましい）を使用すること。計量法を満たした電力取引用メーターからアグリゲーターがパルスを取得することも可とする。

3.VPPアグリゲーター事業

【補足7】VPPアグリゲーターが実施すべき実証内容について

VPPアグリゲーターは、下記の実証を実施しなければならない。

- ① VPP基盤整備事業者と共同で実施する共通実証
- ② 秒単位での制御（周波数制御（電源 I -a））
- ③ 卸取引市場の取引価格と連動した制御
- ④ その他（電圧制御、潮流制御 等）

- ①の実証はアグリゲーションコーディネーター単位で必須とする。（全てのリソースアグリゲーターの参加は求めない）
- VPP構築に向けて技術的、制度的課題の洗い出しを必ず実施すること。

VPPアグリゲーターは実証結果として下記の内容をSIIへ報告すること。アグリゲーションコーディネーターがコンソーシアム内のとりまとめを行い、まとめて報告を行うこと。SIIに報告されたデータは、事前告知を行わず公開する場合がある。

- ① 契約内容（制御対象設備、制御予定量、最低保証容量、制御時間、インセンティブ 等）
- ② 制御指示内容（エリア、制御指示内容、制御指示量、制御時間、持続時間 等）
- ③ 制御結果（ベースライン、上下DR量、リレー制御結果、持続時間 等）
- ④ 事業者属性（エリア、業種、建物種別、契約電力、平米数、築年数 等）
- ⑤ VPPリソース属性（種類、定格出力、メーカー、型番、数量 等）
- ⑥ エネルギーデータ（事業所全体のロードカーブ、VPPリソースのロードカーブ）
- ⑦ 系統安定化寄与度（VPPリソース数が少ない場合は拡大推計結果）
- ⑧ 技術的・制度的な課題

3.VPPアグリゲーター事業

3-3 その他留意事項

- SIIは、本事業の適正な運用のため、必要な時期にVPPアグリゲーターの事業所への立ち入りを含めた監査を行うことができる。VPPアグリゲーターは、SIIの求めに応じて監査に協力すること。
- VPPアグリゲーターは、SIIが行うVPPリソース導入事業者への現地検査や、会計検査院の会計実地検査に備え、本事業で関与した領域のすべての資料を、補助事業完了後、最低5年間保管し、閲覧・提出に協力すること。
- VPPアグリゲーターは、C事業のVPPリソース導入事業者が虚偽申告等により補助金を不正に受給したことが明らかになった場合、速やかに国もしくはSIIに報告しなければならない。
- VPPアグリゲーターは、C事業のVPPリソース導入事業者に対して事業を通じて取得した設備について、適切な財産管理を促すこと。また、補助対象設備の所有権移転や処分が必要が生じた場合には、速やかにSIIに連絡することを事業者に助言すること。
- VPPアグリゲーターの都合により、VPPリソース導入事業者が導入したVPPリソースがVPP構築実証事業に活用できなくなった場合の財産処分の補償について、事前に取り決めること。
- VPPアグリゲーターにおいて、不正並びに業務の怠慢等が行われていることが明らかとなり、VPPアグリゲーターとして不適切であるとSIIが判断した場合、事業途中であってもSIIはVPPアグリゲーターに対し、登録の解除を行うことができる。その場合、解除日以降の申請は受け付けず、VPPアグリゲーターへ支払済みの補助金があった場合は、全額返金を求める場合がある。
- 不正並びに業務の怠慢等により、VPPアグリゲーターの登録の解除を行った場合、SIIが執行する全補助事業の新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する場合がある。

3.VPPアグリゲーター事業

3-6 補助対象経費および補助率

VPPアグリゲーターへは、下記の補助を行う。リソースアグリゲーター登録後に別途交付申請を行うこと。なお、人件費・実証経費・システム開発費等の交付申請を行わなくとも、VPPアグリゲーターとして登録されれば、VPPリソースの代行申請は行うことができる。

区分		内 容	補助率	上限額
人件費		研究員、補助員の人件費 (健保等級単価による計算、詳細は 補足4参照)	1/2以内	1.5億円 (コーディネーター) 3,000万円 (リソースアグリ・実証協力)
事業費	実証経費(事業に必要な直接経費)	旅費、委託費、外注(請負)費、通信費、会議費、会議室借料、各種リース料、印刷製本費	1/2以内	
	機械装置等の購入費	補助事業に必要なシステム構築費、機械装置等の製作・購入に要する経費、据付工事費及び機械装置等の保守・改造に要する経費	1/2以内	

- 人件費 : アグリゲーターが直接支払う人件費(消費税がかからない人件費)
 実証経費 : 実証経費として支出するもの(非固定資産、消費税がかかる支出)
 システム開発費 : 固定資産登録を行うシステム開発費(システム利用料は実証経費)

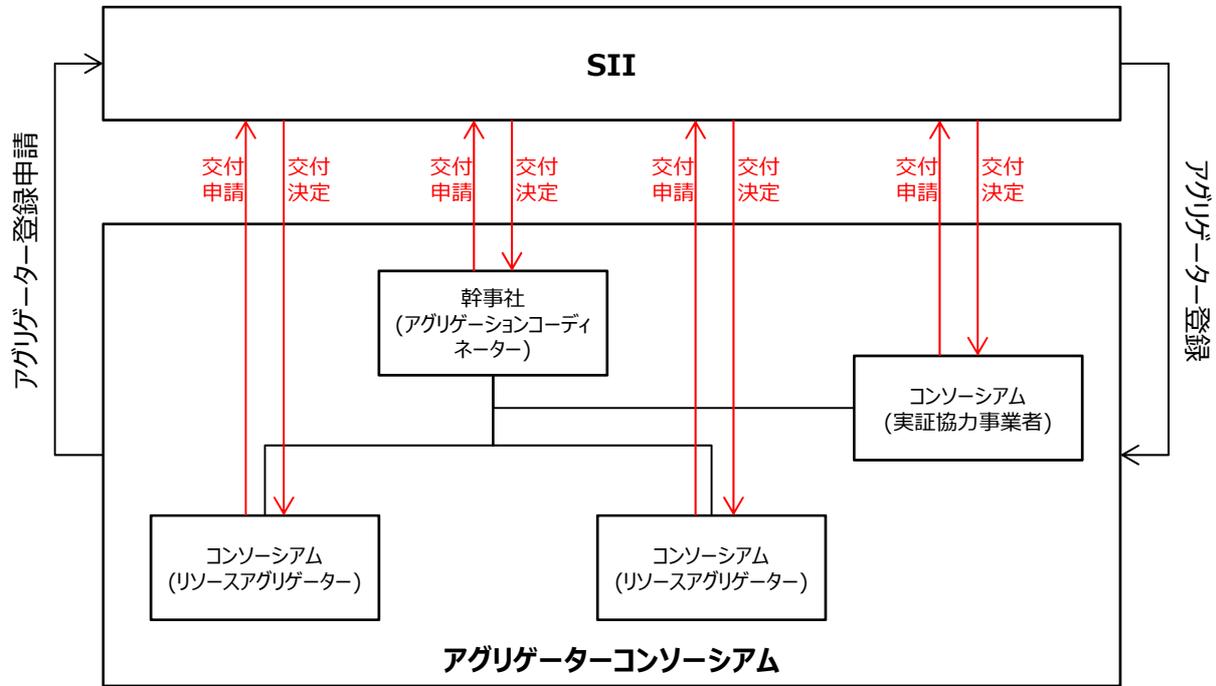
※C事業の申請等の代行業務に要する費用は補助対象外

※アグリゲーター登録は重複可だが、交付申請はひとつのみ

3.VPPアグリゲーター事業

【補足8】アグリゲーター登録申請と交付申請について

VPPアグリゲーターは、幹事社を選定し、コンソーシアムを形成して「登録申請」を行わなければならない。ただし、補助金の「交付申請」は個社毎に申請し、交付決定を受けなければならない。



- VPPアグリゲーターコンソーシアムはアグリゲーションコーディネーターを幹事社とすること。
- 幹事社は、コンソーシアム全社の情報を取りまとめて、アグリゲーター登録申請書を提出すること。
- 交付申請書は個社毎で作成し、SIIへ提出すること。ただし、アグリゲーションコーディネーターが提出する登録申請書内に記載がない事業者および事業内容の交付申請は受け付けない。
- リソースアグリゲーターは、人件費・実証経費・システム開発費等の申請がない場合でも、アグリゲーターコンソーシアムに参加することができる。その場合、交付申請書の提出は不要。
- アグリゲーターコンソーシアムが採択されたとしても、コンソーシアムに参加する全社が交付決定を得られるとは限らない。

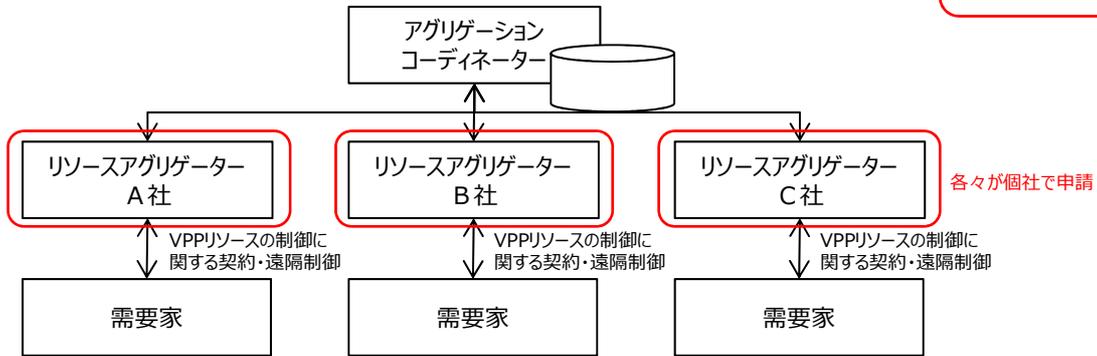
3.VPPアグリゲーター事業

【補足9】リソースアグリゲーターの事業スキームと交付申請単位について

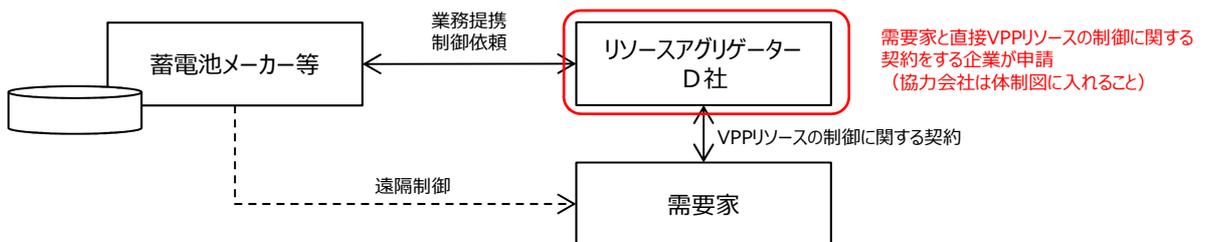
リソースアグリゲーターはVPPリソース導入促進事業者と直接VPPリソースの制御に関する契約を行う個社毎に交付申請を行う必要があり、同じサービス・システムを共有する場合でもコンソーシアムでの申請は原則認めない。

リソースアグリゲーター
申請単位

【同一のシステム・サービスを共有する場合】

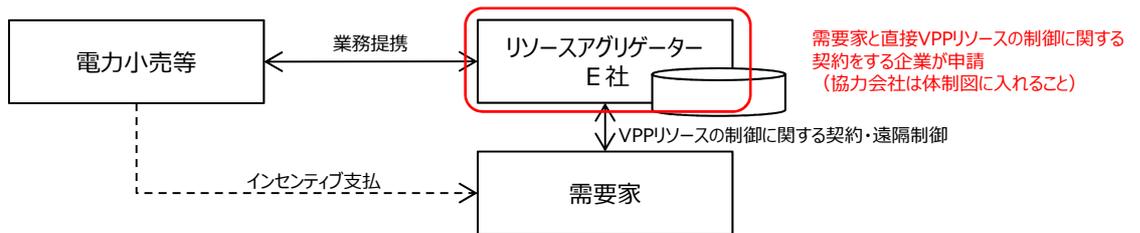


【協力会社との業務提携によってサービス提供する場合】

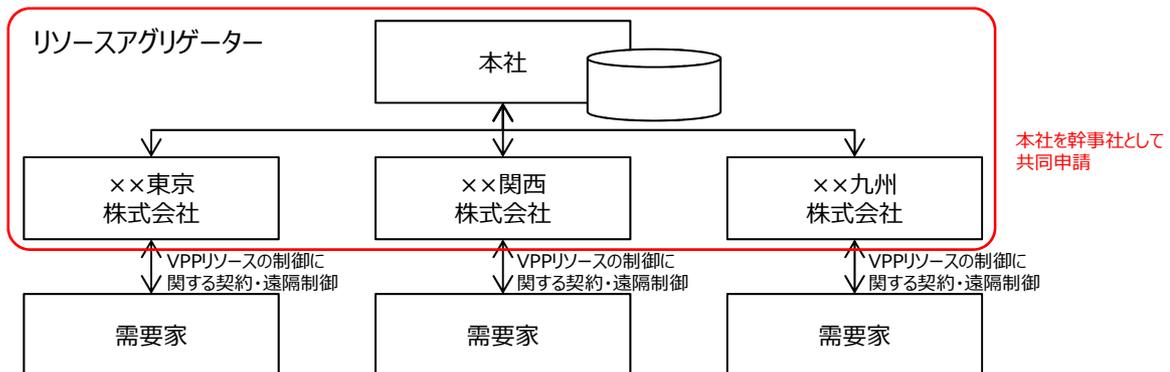


【リソースアグリゲーターがVPPリソースの制御に関する契約を行うが、需要家への報酬等は協力会社が支払う場合】

※ A～Cいずれの事業においても報酬は補助対象外とする



【100%同一資本の企業が地域別に法人を設立している場合】



※共同で申請する場合は事前にSIIに相談すること。(事前相談のない共同申請は認めない)

4.V2Gアグリゲーター事業

4.V2Gアグリゲーター事業

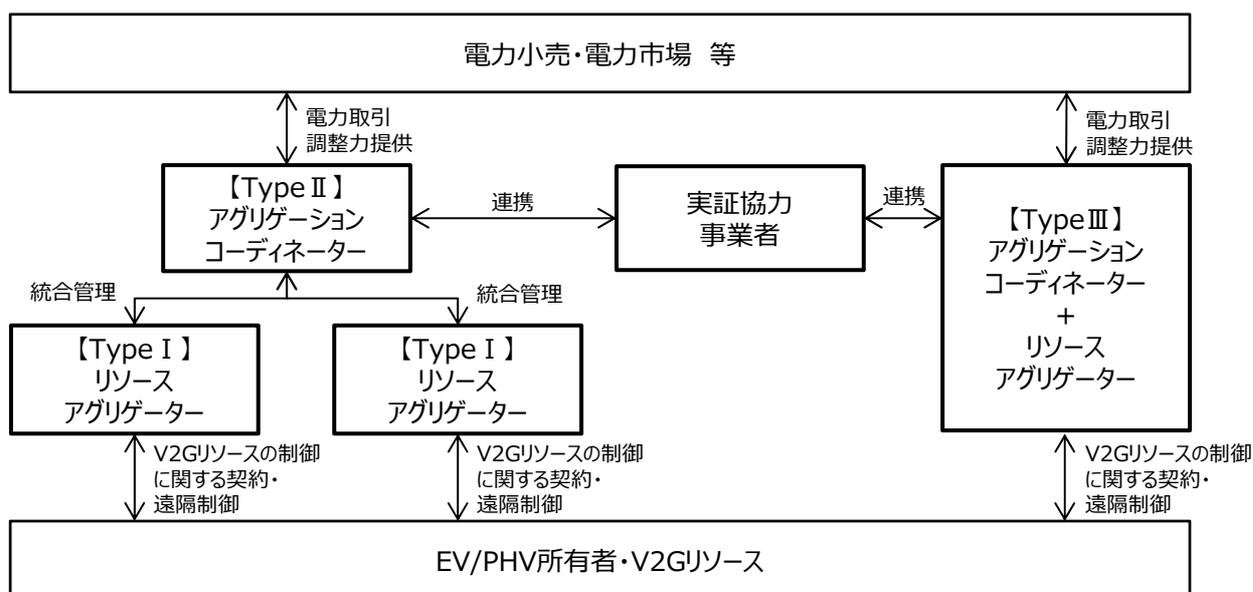
4-1 V2Gアグリゲーターの位置づけ

V2Gアグリゲーターとは、V2G構築に向けて技術実証、制度的課題の洗い出しを行う事業者のことをいう。
V2GアグリゲーターはV2G実証の役割に応じて、下記4分類を定義する。

V2Gアグリゲーター分類

分類	概要
Type I	Type IIもしくはIIIの事業者と連携し、需要家とV2Gリソースの制御に関する契約を直接締結、V2Gリソースの遠隔制御・統合管理を実施する事業者（リソースアグリゲーター）
Type II	需要家とは直接V2Gリソースの制御に関する契約を締結しないものの、複数のType I事業者の上位で統合管理を行い、電力小売や電力市場等で取引等を想定した実証を行う事業者（アグリゲーションコーディネーター）
Type III	Type I・IIの双方を実施する事業者
実証協力事業者	アグリゲーションコーディネーター及びリソースアグリゲーターの業務を一部担う事業者のうち、電力小売や電力市場と直接契約や取引を行わず、また需要家とV2Gリソースの制御に関する契約を直接締結しない事業者

V2Gアグリゲーター分類イメージ



4.V2Gアグリゲーター事業

4-2 V2Gアグリゲーターの業務

V2Gアグリゲーターは、分類に応じて下記の業務を行うこととする。

No.	業務項目	業務概要	V2Gアグリゲーター分類			
			Type I	Type II	Type III	実証協力
1	必要情報の提供	SIIが外部向けに作成しV2Gアグリゲーター一覧に必要な情報（提供サービスの内容、サービス費用等）を提供すること。	○	○	○	○
2	V2Gリソースの登録	SIIへ制御可能なV2Gリソースの種類を登録すること。	○		○	
3	問い合わせへの対応	C事業の補助対象となる設備およびシステム・機器の導入を検討する需要家からの問い合わせ対応の他、C事業の概要についても説明ができるよう体制を整えること。	○		○	
4	交付申請の代行	C事業の補助対象となる設備およびシステム・機器の導入を検討する需要家に対して、C事業についての詳細な説明を行うとともに、C事業への申請を行うこととなった場合には、必要書類を取りまとめ、SIIへの交付申請を代行(※1)すること。	○		○	
5	V2Gリソース導入支援	SIIよりV2Gリソースの導入の交付決定を受けた者（V2Gリソース導入事業者）に対して、導入設備の設置およびV2Gサービス提供を行うための設定を支援すること。	○	○	○	
6	V2Gサービス契約	V2Gリソース導入後、V2G実証および実証終了後もV2Gリソースとして使用するためのサービス契約（V2Gリソースの制御に関する契約）を締結すること。	○		○	
7	系統連系確認	V2Gリソースとして使用する際に、系統連系申請や電力会社への申請が必要になる設備は、申請状況および申請に必要な情報を把握できる体制を整えること。	○	○	○	
8	V2G実証の実施	アグリゲーションコーディネーターが実施する実証に参加し、適切なデータ収集・分析を実施すること。	○	○	○	○
9	実績報告の代行と確定検査への対応	C事業の実績報告を代行し、SIIに提出すること。SIIは、必要に応じて現地確認を含む確定検査を行う。V2GアグリゲーターはV2Gリソース導入事業者への連絡や現地確認に必要な調整など、SIIが行う確定検査のサポートを行うこと。	○	○	○	
10	成果報告	補助事業期間の制御実績データ等を取得し、平成31年3月10日までにSIIへ報告すること。報告内容および報告期限はP.33補足11を参照すること。	○	○	○	○
11	実証状況の管理ととりまとめ	リソースアグリゲーターは自社の導入目標・実績を確実に管理すること。アグリゲーションコーディネーターは、コンソーシアム全体の実証状況を管理し、適切な管理・指導を行うこと。特に、リソースアグリゲータのV2Gリソース導入目標は実現可能性の精査を実施し、導入実績を随時管理すること。	○	○	○	
12	その他	その他、本事業を実施するにあたって、国およびSIIから指示する業務へ対応すること。	○	○	○	○

※1 リソースアグリゲーターが指定する販売代理店等による代行申請も認める。詳細は採択された事業者の説明する。

※2 SIIに提出されたデータは、国に提出された後、統計的な処理等を実施して公表される場合がある。

4.V2Gアグリゲーター事業

【補足10】V2Gアグリゲーターのシステム要件について

本実証で使用するシステムは、下記の要件を満たさなければならない。

- ① 本事業を検証する期間内にアグリゲーションシステムを構築し、その有効性に関する分析・検討・評価を行うためのデータ採取・提供ができること。
- ② 一般送配電事業者と信号の授受を行う前提でアグリゲーションシステムを構築する場合には、DR仕様書のプロトコルでシグナルの授受を行うこと。
- ③ 小売電気事業者と信号の授受を行う前提でアグリゲーションシステムを構築する場合には、DR仕様書のプロトコル、もしくは国際標準又はそれに準ずる公知なプロトコルでDRシグナルの授受を行うこと。
- ④ スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会で設定した、家庭の蓄電池や太陽光発電等を制御対象とする場合、ECHONET Liteの授受を行うこと。
- ⑤ 需要削減量の取引を行う場合には、経済産業省が定めた「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」に基づいて行うこと。（※）「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」（平成29年11月29日）
<http://www.meti.go.jp/press/2017/11/20171129001/20171129001-1.pdf>
- ⑥ 計測器については、スマートメーターを原則としつつ、関係する一般送配電事業者及び小売電気事業者との協議の上でアグリゲーター独自の計測器（計量法を満たすものが望ましい）を使用すること。計量法を満たした電力取引用メーターからアグリゲーターがパルスを取得することも可とする。

4.V2Gアグリゲーター事業

【補足11】V2Gアグリゲーターが実施すべき実証内容について

V2Gアグリゲーター事業はアグリゲーションコーディネーターが設計する実証のみで可とし、共通実証への参加は義務化しない。ただし、VPP基盤整備事業者からのDR信号を希望する場合は、共通実証へ参加することも可とする。アグリゲーションコーディネーターは、V2Gアグリゲーター事業で下記の実証・検証を行わなければならない。

① V2Gの可能性検証

ピークシフトや出力抑制回避の対策(kWh価値)、調整力提供(Δ kW価値)、ダックカーブの緩和、電圧上昇対策(V価値)などをV2Gが提供できるかを検証。また、V2Gの充放電による電圧変動など配電網に与える影響の評価、計測の仕組みなど上記の価値を評価する方法の検討を行うこと。

② EV制御システムの開発と検証

SOC^{※1}の異なる複数のEVを制御して、需給調整対策として活用するシステムの開発や検証を行い、必要な機能に関して検証を行うこと。

③ 系統連系機能付き充放電スタンドの認証制度の整備への協力

系統連系機能付き充放電スタンドの価格低減を図るため、充放電スタンドの認証（JET認証制度等）の構築に協力すること。

④ 通信規格の整備への協力

エネルギーリソースとしてのEVのユースケースを整理し、アグリゲーターの制御システムと充放電スタンドの間におけるSOC情報や、指令を送受信する際の通信規格の整備に必要な要素を検討すること。また、アグリゲーターとOEMサーバーの間の必要な通信規格を検証すること。

⑤ SOC情報活用可能性の検討

充放電スタンドに接続していない状況でのSOC情報の共有可能性の検証すること。

⑥ ビジネスモデルの検証

EV/PHV等を利用したV2Gアグリゲーション事業に関するビジネスモデルの検証を行うこと。

V2Gアグリゲーターは上記の実証・検証内容に加え、実証結果として下記の内容をSIIへ報告すること。アグリゲーションコーディネーターがコンソーシアム内のとりまとめを行い、まとめて報告を行うこと。

① 契約内容（制御対象設備、制御予定量、最低保証容量、制御時間、インセンティブ 等）

② 制御指示内容（エリア、制御指示内容、制御指示量、制御時間、持続時間 等）

③ 制御結果（ベースライン、上下DR量、リレー制御結果、持続時間 等）

④ 事業者属性（エリア、業種、建物種別、契約電力、平米数、築年数 等）

⑤ V2Gリソース属性（種類、定格出力、メーカー、型番、数量 等）

⑥ エネルギーデータ（事業所全体のロードカーブ、V2Gリソースのロードカーブ 等）

⑦ 系統安定化寄与度（V2Gリソース数が少ない場合は拡大推計結果）

⑧ 技術的・制度的な課題

※1 State Of Charge（蓄電池残容量）

4.V2Gアグリゲーター事業

4-3 その他留意事項

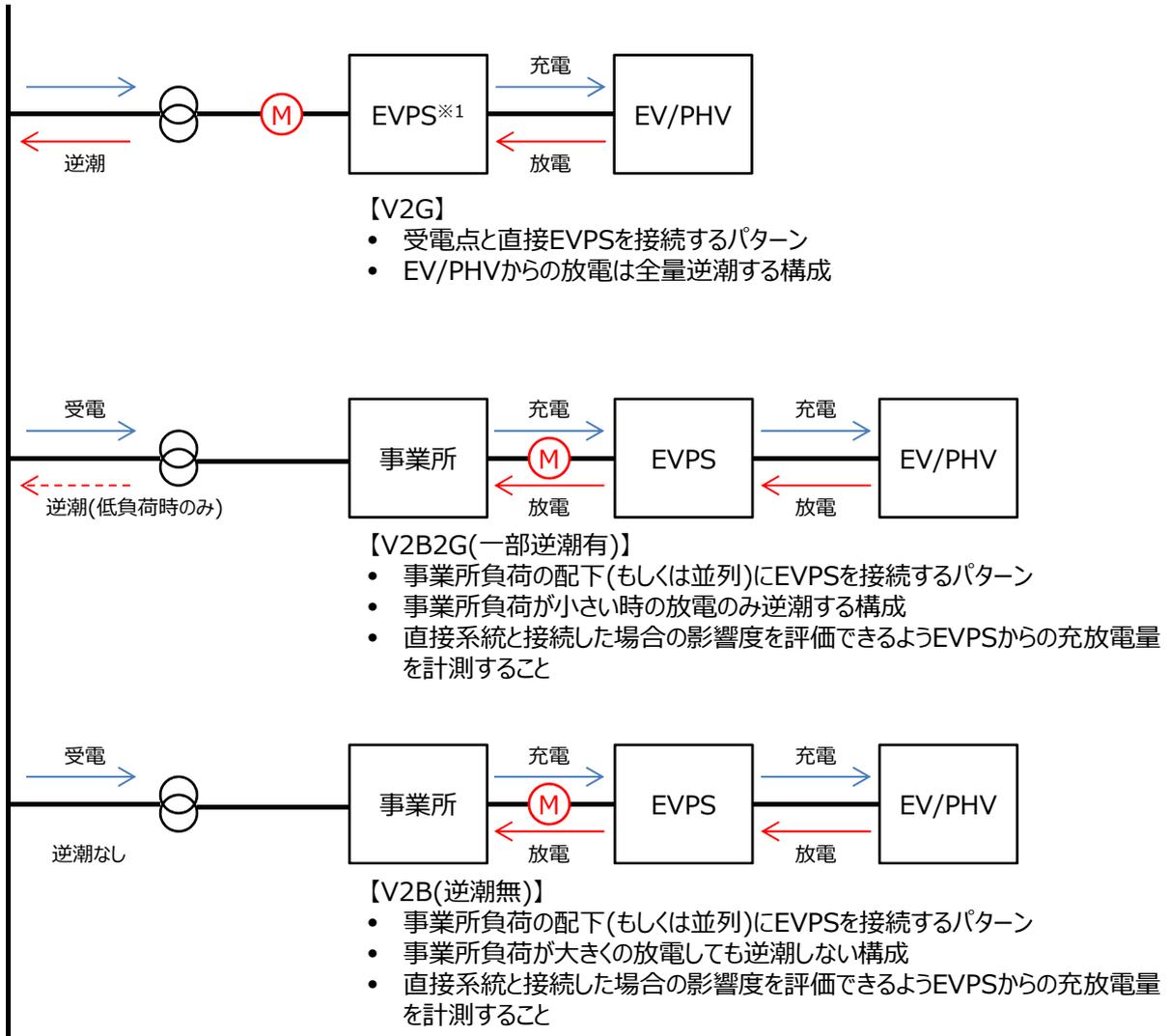
- SIIは、本事業の適正な運用のため、必要な時期にV2Gアグリゲーターの事業所への立ち入りを含めた監査を行うことができる。V2Gアグリゲーターは、SIIの求めに応じて監査に協力すること。
- V2Gアグリゲーターは、SIIが行うV2Gリソース導入事業者への現地検査や、会計検査院の会計実地検査に備え、本事業で関与した領域のすべての資料を、補助事業完了後、最低5年間保管し、閲覧・提出に協力すること。
- V2Gアグリゲーターは、C事業のV2Gリソース導入事業者が虚偽申告等により補助金を不正に受給したことが明らかになった場合、速やかに国もしくはSIIに報告しなければならない。
- VPPアグリゲーターは、C事業のV2Gリソース導入事業者に対して事業を通じて取得した設備について、適切な財産管理を促すこと。また、補助対象設備の所有権移転や処分が必要が生じた場合には、速やかにSIIに連絡することを事業者に助言すること。
- V2Gアグリゲーターの都合により、V2Gリソース導入事業者が導入したV2GリソースがV2G構築実証事業に活用できなくなった場合の財産処分の補償について、事前に取り決めること。
- V2Gアグリゲーターにおいて、不正並びに業務の怠慢等が行われていることが明らかとなり、V2Gアグリゲーターとして不適切であるとSIIが判断した場合、事業途中であってもSIIはV2Gアグリゲーターに対し、登録の解除を行うことができる。その場合、解除日以降の申請は受け付けず、V2Gアグリゲーターへ支払済みの補助金があった場合は、全額返金を求める場合がある。
- 不正並びに業務の怠慢等により、V2Gアグリゲーターの登録の解除を行った場合、SIIが執行する全補助事業の新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する場合がある。

4.V2Gアグリゲーター事業

【補足 1 2】逆潮が可能な事業の整理

V2GはEV等からの放電が直接系統に逆潮することで、系統安定化等の効果をもたらす事業であるが、本事業は実証内容の検証が可能と評価できる場合に限り、下記のような事業の申請も認める。

系統



4.V2Gアグリゲーター事業

4-6 補助対象経費および補助率

V2Gアグリゲーターへは、下記の補助を行う。リソースアグリゲーター登録後に別途交付申請を行うこと。なお、人件費・実証経費・システム開発費等の交付申請を行わなくとも、V2Gアグリゲーターとして登録されれば、V2Gリソースの代行申請は行うことができる。

区分		内容	補助率	上限額
人件費		研究員、補助員の人件費 (健保等級単価による計算、詳細は P.13補足4参照)	1/2以内	1.5億円 (コーディネーター) 3,000万円 (リソースアグリ・実証協力)
事業費	実証経費(事業に必要な直接経費)	旅費、委託費、外注(請負)費、通信費、会議費、会議室借料、各種リース料、印刷製本費	1/2以内	
	機械装置等の購入費	補助事業に必要なシステム構築費、機械装置等の製作・購入に要する経費、据付工事費及び機械装置等の保守・改造に要する経費	1/2以内	

- 人件費 : アグリゲーターが直接支払う人件費(消費税がかからない人件費)
 実証経費 : 実証経費として支出するもの(非固定資産、消費税がかかる支出)
 システム開発費 : 固定資産登録を行うシステム開発費(システム利用料は実証経費)

※実証用にEVをレンタルする場合は、実証経費の外注費として計上すること(C事業での申請は不可)

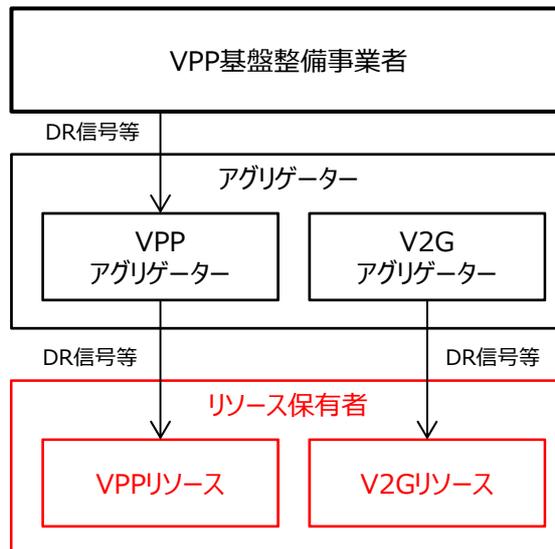
※C事業の申請等の代行業務に要する費用は補助対象外。

5. VPP/V2Gリソース導入促進事業

5. VPP/V2Gリソース導入促進事業

5-1 VPP/V2Gリソース導入事業者の位置づけ（共通）

VPP/V2Gリソース導入事業者（以下、「C事業者」）とは、VPP/V2Gに活用できる蓄電池・EV充電器等のリソースを導入し、VPP/V2Gアグリゲーターと連携してVPP/V2G実証に参加する事業者のことをいう。



5-2 補助対象事業者（共通）

P.6 1-5で定義されている要件に加え、下記の全ての要件を満たす事業者をC事業者とする。

- ① VPP/V2Gアグリゲーターとの間で、VPP/V2Gリソースの制御に関する契約を締結できる者であること。
- ② 導入したVPP/V2Gリソースがバーチャルパワープラントに活用できなくなった場合の財産処分についての事前取り決めに同意していること。
- ③ 補助金の申請及び交付に関する手続き及びその他SIIの定める手続きについて、VPP/V2Gアグリゲーターを通じて行うことについて同意していること。
- ④ 原則、VPP/V2Gリソース導入促進事業により設置する補助対象設備の所有者であること。
 - ※ リース等で、設備使用者と導入設備の所有者が異なる場合、設備使用者と所有者で共同申請を行うこと。（詳細は補足14参照）
 - ※ 割賦販売は対象外とする。（個別クレジットは除く、個別クレジットについては補足15参照）

5. VPP/V2Gリソース導入促進事業

5-3-1 補助対象設備 (VPP)

下記の設備を補助対象設備とする。ただし、当該事業のリソースアグリゲーターによって遠隔制御が可能なものであること、または遠隔制御を行うために必要不可欠な設備であること。

(1) 蓄電システム

補助対象とする蓄電システムは、その用途・仕様から下記表の通り分類する。

なお、将来、自立的に普及する蓄電システム市場の成立を目的とし、市場の活性化と、量産体制整備後のさらなるコストダウンを加速させるため、補助対象となる設備費が、機器毎に設定した目標価格以下の蓄電システムのみ補助対象とする。

蓄電システム 機器仕様			目標価格等		
			目標価格 区分	保証年数	目標価格
4,800Ah・ セル未満	ZEH事業で登録される蓄電池		家庭用	10年～ 15年以上	12.0万円～ 18.0万円 /kWh
	ZEH事業で 登録されない 蓄電池	蓄電容量／定格出力が2.0以上			
		蓄電容量／定格出力が2.0未満	産業用 業務用	-	22万円/kWh
4,800Ah・セル以上					

- ※ 民生用住宅に導入する蓄電池は、補足13の基準をすべて満たしていること。
- ※ リソースアグリゲーターが遠隔制御するための設備（HEMS、ゲートウェイ等）を必ず導入すること。（既存設備で遠隔制御できる場合は新規導入する必要はない）
- ※ 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。
- ※ JEM規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。
- ※ 目標価格を判定する保証年数は、SIIに登録された年数とする。（原則メーカーの保証年数（無償保証に限る）とする。当該機器製造事業者外の保証（販売店保証等）は含めない。ただし、SIIが指定するサイクル試験結果から得られる性能年数とすることも認める。）
- ※ 太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム（以下、「ハイブリッド」という）の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る経費分を控除することができる。ハイブリッド部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力（系統側）1kWあたり1万円を控除することができる。（定格出力の小数点第二位以下は切り捨て）
- ※ 中古品は補助対象外とする。
- ※ 法規的な定めによる安全上の基準等を全て満たしている設備であること。

5. VPP/V2Gリソース導入促進事業

(2) 家庭用EMS・計測・制御・IoT化機器

下記の設備を補助対象設備とする。

① HEMS機器

民生用住宅等においてVPPリソース管理を行うために必要な本体機器、計測装置、制御装置、通信装置、ゲートウェイ、モニター装置等。

② 家庭用設備IoT化機器

家庭用設備をIoT化し、VPPリソースとして管理するために必要な機器。

※ 電気自動車充放電装置（以下、「V2H」という。）とエコキュートに対するIoT化機器に限定する。

※ IoT化機器のみを補助対象とするが、分離ができない場合は本体装置ごと補助対象とする。

※ V2HはECHONET Lite Release J を搭載していること。

※ エコキュートはECHONET Lite Release I を搭載していること。

(3) 産業用EMS・計測・制御・IoT化機器

下記の設備を補助対象設備とする。

① 業務用・産業用EMS機器

ビル・工場等においてVPPリソース管理を行うために必要な本体機器、計測装置、制御装置、通信装置、ゲートウェイ、モニター装置等。

② 業務用・産業用設備IoT化機器

業務用・産業用設備をIoT化し、VPPリソースとして管理するために必要な機器。

5. VPP/V2Gリソース導入促進事業

【補足13】家庭用蓄電池の補助対象の要件

項目	登録要件詳細
①蓄電池パッケージ	蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナ等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、「JEM」規格で定義された容量を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号（以下、「パッケージ型番」という。）が付与されていること。
②ECHONET Lite	「ECHONET Lite Release H」以降の規格を標準インターフェイスとして搭載していること。 ※ファームアップ対応する場合は対応時期を明示すること。
③AIF認証	Eコネクトコンソーシアムが規定するアプリケーション通信インターフェイス仕様書に準拠した製品の仕様適合性認証（以下、「AIF認証」という。）への準拠していること。 ※ファームアップ対応する場合は対応時期を明示すること。
④性能表示基準	定格出力、出力可能時間、保証期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされている蓄電システムであること。
⑤蓄電池部安全基準	<p>■リチウムイオン蓄電池部の場合 蓄電池部が、「JIS C8715-2」に準拠したものであること。 ※平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。</p> <p>■リチウムイオン蓄電池部以外の場合 蓄電池部が、平成二十六年四月十四日消防庁告示第十号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。</p>
⑥蓄電システム部安全基準 ※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ	蓄電システム部が、「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」に準拠したものであること。 ※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 ※平成28年3月末までに、平成26年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。
⑦震災対策基準 ※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ	蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、且つ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。
⑧保証期間	メーカー保証およびサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該公募対象者以外の保証（販売店保証等）は含めないこと。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償とする。

※ 詳細は、「平成30年度省エネルギー投資促進に向けた支援補助金（省エネルギー投資促進支援補助事業のうち住宅・ビルの革新的省エネルギー技術導入促進事業）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業）」の「家庭用蓄電池登録要領」を参照し、蓄電池メーカーが登録申請を行うこと。

※ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業で登録対象外の蓄電池で、VPP事業で対象となる家庭用蓄電池を登録する場合は、VPP事業へ登録申請を行うこと。

※ 登録方法等の詳細は、別途SIIのVPP事業担当窓口にご相談すること。

5. VPP/V2Gリソース導入促進事業

5-3-2 補助対象経費（VPP）

補助対象経費は下記の通りとする。

区分		備考
設備費	家庭用蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> • SIIに事前に登録されたパッケージ型番の範囲（蓄電池本体、PCS、リモコン、計測・制御装置、専用表示装置、筐体、他）
	産業用蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> • 蓄電システム本体機器 • 蓄電システム制御装置（対象蓄電システムに付随するものに限る） • 計測・表示装置（対象蓄電システムに付随するものに限る） • 筐体（対象蓄電システムを収納する外箱、コンテナ等）
	家庭用EMS計測・制御IoT化機器	<p>【HEMS】</p> <ul style="list-style-type: none"> • データ集約機器（計測結果を集約し、記録に係るサーバ等の装置等） • 通信装置（ゲートウェイ装置、通信アダプタ等） • 制御装置（機器の制御に係るコントローラ等） • モニター装置（専用端末等） • 電力使用量の計測に係る電力量センサ、電流計、タップ型電力量計、計測機能付分電盤 • 温湿度センサ等 <p>【IoT化機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> • V2H機器の内、VPPリソースとして管理するために必要な範囲 • エコキュートの内、VPPリソースとして管理するために必要な範囲 • 分離できない場合は、機器全体を補助対象とする
	業務用・産業用EMS計測・制御IoT化機器	<p>【EMS】</p> <ul style="list-style-type: none"> • データ集約機器（計測結果を集約し、記録に係るサーバ等の装置等） • 通信装置（ゲートウェイ装置、通信アダプタ等） • モニター装置（専用端末等） • 電力使用量の計測に係るパルスピック、電流計、積算電力量計 • 温湿度センサ等 <p>【IoT化機器】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 空調・照明・自家発電・業務用EV充放電器等の設備をIoT化し、VPPリソースとして管理するために必要な設備 • 業務用EV充放電機器のみ、IoT化機器と分離できない場合は、全体を補助対象とする
工事費 据え付け費	<p>補助対象設備の導入に不可欠な工事又は据え付け等に要する経費</p> <p>※ 新築の民生用住宅に蓄電池・V2H機器・エコキュートを導入する場合で、工事費を明確に分離できない場合は補助対象外とする。</p> <p>※ 補助対象設備以外の設備（再生可能エネルギー発電設備、電気自動車等）の導入に係る経費は補助対象外とし、補助対象経費との切り分けを行うこと。</p>	

※ 家庭用蓄電システムおよび家庭用EMS・計測・制御・IoT化機器は原則三者見積りは不要とするが、価格の妥当性判断のため、SIIから求めがあった場合は三者見積りを提出すること。

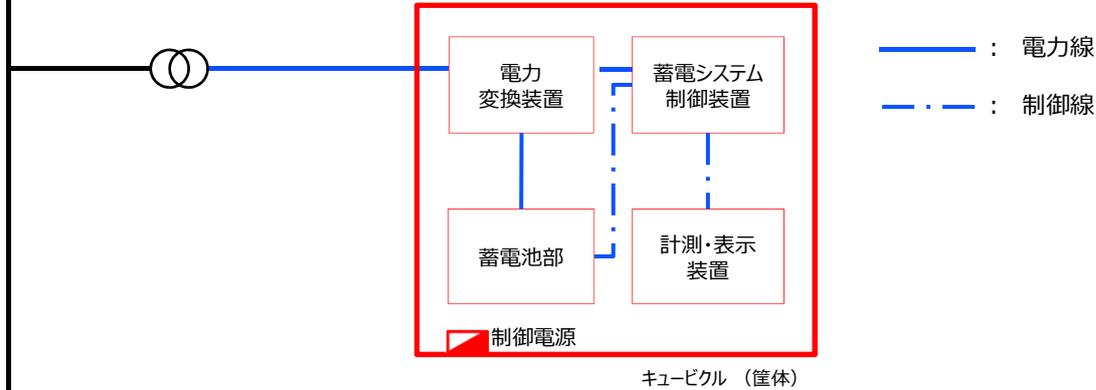
5. VPP/V2Gリソース導入促進事業

産業用蓄電池の補助対象範囲

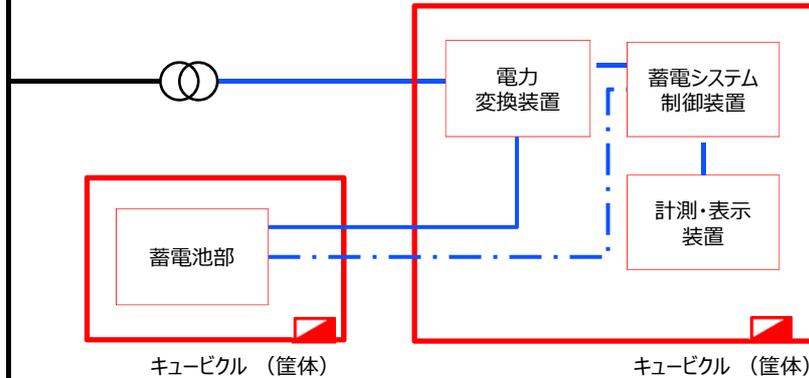
系統（高圧）

赤字 : 補助対象
 青字 : 工事費が対象の場合に限り補助対象
 黒字 : 補助対象外

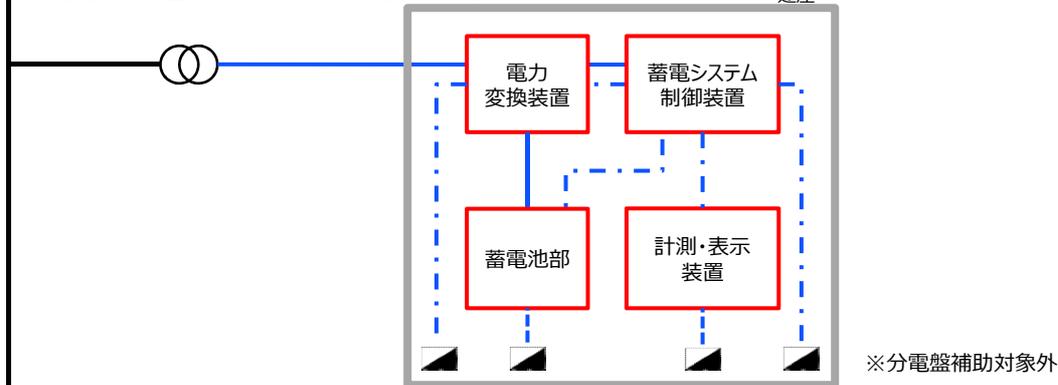
- 全ての装置・蓄電池部を同じキュービクル（筐体）に収納する場合



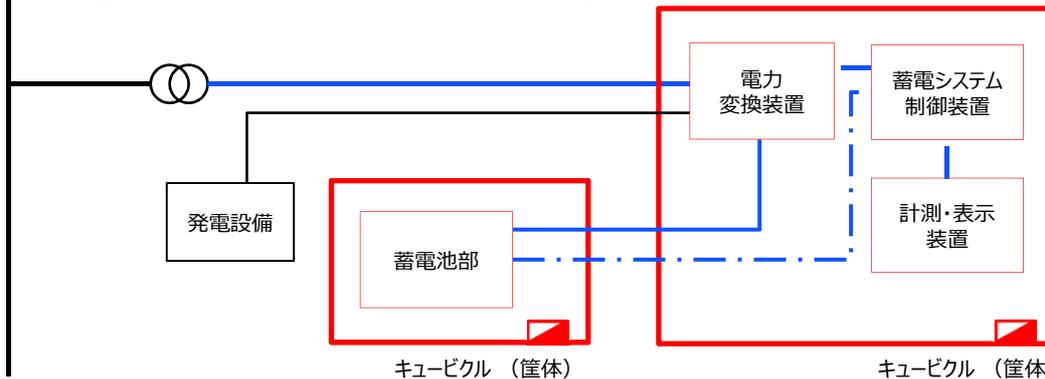
- 装置・蓄電池部を別のキュービクル（筐体）に収納する場合



- 装置・蓄電池部を建屋内に設置する場合



- 再生可能エネルギー発電設備用電力変換装置を併用する場合（※1）



※1 再生可能エネルギー発電設備の電力変換装置と一体型の場合は、蓄電システムに係る部分のみを切り分けること。難しい場合は、電力変換装置の定格出力（連系）1kW当たり1万円を補助対象経費から控除すること。

5. VPP/V2Gリソース導入促進事業

5-3-4 補助金額及び補助上限額（VPP）

補助金額及び補助上限額は、下記の通りとする。

設備区分		設備費			補助金額 補助率	補助金 上限額	工事費 据え付け費
		目標価格等					
		目標価格 区分	保証 年数	目標価格			
蓄電システム		家庭用	10年	蓄電容量 1kWhあたり 12.0万円	初期実効容量 1kWhあたり 4万円 (定額)	設備費の 1/3以内	10万円（定額） または1/2以内の いずれか低い方
			11年	蓄電容量 1kWhあたり 13.2万円			
			12年	蓄電容量 1kWhあたり 14.4万円			
			13年	蓄電容量 1kWhあたり 15.6万円			
			14年	蓄電容量 1kWhあたり 16.8万円			
		15年 以上	蓄電容量 1kWhあたり 18.0万円				
		業務用 産業用	-	定格出力 1kWあたり 22万円	定格出力1kW あたり8万円 (定額)	設備費の 1/3以内	1/2以内
家庭用 EMS 計測・制御 IoT化機器	HEMS	-			1/2以内	5万円	※1
	IoT化機器	-			1/2以内	V2H7万円 IoT1-5万円	
業務用 産業用 EMS 計測・制御 IoT化機器	EMS	-			1/2以内	なし	1/2以内
	IoT化機器	-			1/2以内	なし	

- 蓄電システムに関して、補助対象設備の設備費が目標価格以下の設備のみ補助対象とする。
- 目標価格を判定する保証年数はSIIに事前登録されている目標価格判定用保証年数とする。
- 蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。
- 初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量の内、計算値と計測値の何れか低い方を適用する。

※1 HEMSと蓄電池を同時に導入する場合、工事費は蓄電池工事と合わせて10万円を上限とする
V2H装置とエコキュートのみを導入する場合、工事費は5万円を上限とする。

5. VPP/V2Gリソース導入促進事業

5-4-1 補助対象設備 (V2G)

下記の設備を補助対象設備とする。ただし、当該事業のリソースアグリゲーターによって遠隔制御が可能なものであること、または遠隔制御を行うために必要不可欠な設備であること。

<V2G関連機器>

V2Gを構成するために必要な設備 (EVPS (EVパワーステーション) 等)

※ V2G関連機器はV2Gアグリゲーター配下で使用される場合に限り申請できる

※ 充放電できるEVPSに限る、充電のみのEVPSは補助対象外

5-4-2 補助対象経費・補助率・上限額 (V2G)

補助対象経費・補助率・上限額は下記の通りとする。

区分	備考	補助率	上限額
設備費	• V2G用EMS (充放電EVPS、EV接続インバータ等)	1/2以内	なし
工事費 据え付け費	補助対象設備の導入に不可欠な工事又は据え付け等に要する経費 ※ EVPSの設置に関して基礎工事等が必要な場合は補助対象とする。 ただし、EVPSの設置工事に限り、駐車場の整備工事等は対象外。	1/2以内	

5. VPP/V2Gリソース導入促進事業

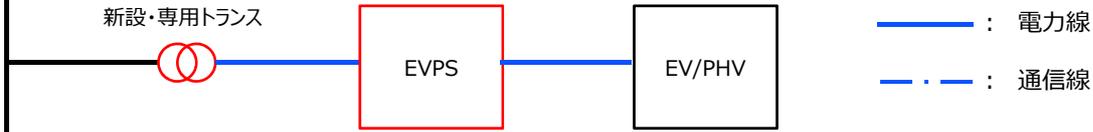
EVPSの補助対象範囲

系統

赤字 : 補助対象
 青字 : 工事費が対象の場合に限り補助対象
 黒字 : 補助対象外

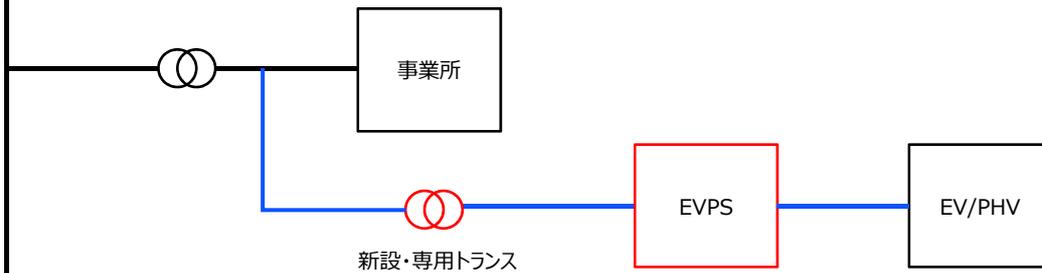
- V2G構成でEVPSを新設する場合（※1）

新設・専用トランス



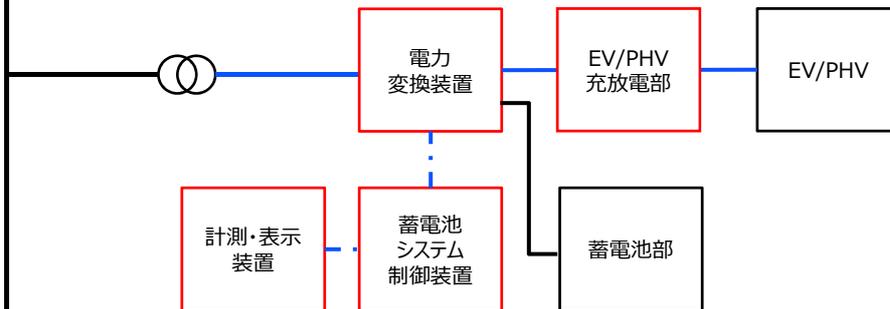
※1 系統連系においてEVPSのみを専用に敷設するために必要となるトランスは補助対象とする。ただし、低圧受電（系統二次側が原則200V以下）のみに限る。

- V2B2G/V2B構成でEVPSを新設する場合（※2）



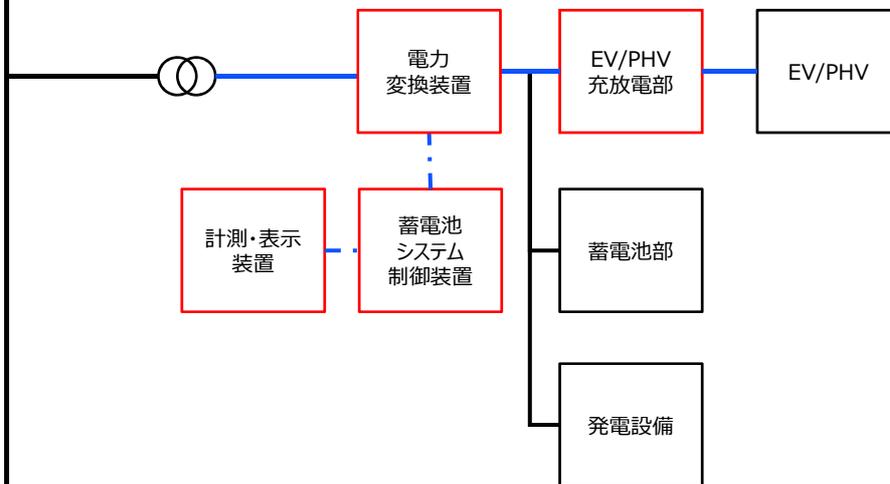
※2 事業所構内等にて既存の変圧設備の二次側よりEVPSのみを専用に敷設するために必要となるトランスは補助対象とする。

- EV接続や蓄電池との接続機能を有する電力変換装置で系統連系される場合（※3）



※3 電力変換装置と蓄電池部が一体の場合は、蓄電池部の経費は除くこと。難しい場合は按分して補助対象経費より控除すること。EV/PHV充放電部が必須の場合は補助対象とする。

- 再生可能エネルギーとの接続を有するハイブリッド用電力変換装置の場合（※4）



※4 再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池部が電力変換装置と一体型の場合は、EV/PHVに係る部分のみを切り分けること。難しい場合は、電力変換装置の定格出力（連系）1kW当たり1万円を補助対象経費から控除し、蓄電池部がある場合は按分すること。

5. VPP/V2Gリソース導入促進事業

5-5 申請単位と回数（共通）

(1) 申請単位

原則、リソースアグリゲーターとVPP/V2Gリソースの制御に関する契約を締結する事業所（住宅）単位とする。

(2) 申請回数

同一事業者による申請回数の上限は設けませんが、予算額上限となった場合は調整を行う場合がある。ただし、同一事業所（住宅）における申請は1回のみとする。

5-6 上限額・下限額（共通）

1申請あたりの補助金上限額は、1億円とする。

1申請あたりの補助金下限額は、4万円とする。

5-7 審査・交付決定（共通）

SIIは補助対象設備基準に合致することを確認した上で、随時交付決定を行う。

なお、下表の「優先枠」に合致するものは、優先的に採択を行うこととする。

VPP/V2G リソース	種類	実証エリア／内容		
		東京・関西・九州		右記以外
		共通実証	その他	その他
家庭用蓄電池	H31年度にFIT買取期間が終了する家庭に併設するもの	優先枠	—	—
	FIT発電設備に併設しないもの	優先枠	—	—
	上記以外	—	—	—
産業用蓄電池	—	優先枠	—	—
EVPS	—	—	優先枠	優先枠
その他	—	優先枠	—	—

5. VPP/V2Gリソース導入促進事業

5-8 その他留意事項（共通）

- SIIは、本事業の適正な運用のため、必要な時期にC事業者の事業所への立ち入りを含めた監査を行うことができる。C事業者は、SIIの求めに応じて監査に協力すること。
- C事業者は、SIIが行うC事業者への現地検査や、会計検査院の会計実地検査に備え、本事業で関与した領域のすべての資料を、補助事業完了後、最低5年間保管し、閲覧・提出に協力すること。
- C事業者は、本事業を通じて取得した設備について、適切な財産管理を行うこと。また、補助対象設備の所有権移転や処分の必要が生じた場合には、速やかにリソースアグリゲーターに連絡すること。
- VPP/V2Gアグリゲーターの都合により、C事業者が導入したVPP/V2GリソースがVPP/V2G構築実証事業に活用できなくなった場合の財産処分の補償について、事前に取り決めること。
- C事業者が不正並びに業務の怠慢等が行われていることが明らかとなった場合、事業途中であってもSIIはC事業者に対し、交付決定の取り消しを行うことができる。C事業者支払済みの補助金があった場合は、全額返金を求める場合がある。
- 交付決定の取り消しを行った場合、SIIが執行する全補助事業の新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する場合がある。

5. VPP/V2Gリソース導入促進事業

【補足14】共同実施について

(1) ESCOを利用する場合

- ESCOを利用する場合は、設置事業者との共同申請を行い、ESCO事業者は1申請につき1社とする。
- シェアード・セイビングス契約に限る（ギャランティード・セイビングス契約等は対象外）。
- 導入効果がESCO事業者によって保証される契約（パフォーマンス契約）を行う事業とする。
- ESCO料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、ESCO料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示すること。
- 同一事業において、自己購入とESCOの併用がないこと。
- 補助対象となる設備は、原則として、最長の処分制限期間（法定耐用年数の間）使用することを前提とした契約とすること。

(2) リースを利用する場合

- リースを利用する場合は、設置事業者（設備使用者）とリース事業者等との共同申請を行い、リース事業者は1申請につき1社とする。
- リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、リース料の基本金額、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示すること。
- 同一事業において、自己購入とリースの併用がないこと。
- 補助対象となる設備は、原則として、処分制限期間（法定耐用年数の間）使用することを前提とした契約とすること。
- 残価設定付リースの申請は受け付けない。

(3) 商業用ビル等の場合

- 補助事業者が建築物の所有者の場合は、設備を所有する者が代表して申請することとする。但し、店子が存在する場合は店子が設備を適切に使用することを確認し、店子との契約書等の写しを提出するものとする。
- 補助事業者が店子の場合（自社所有でない建物等に設備を設置する場合は、建築物の所有者の承諾書(設備設置承諾書)を提出するものとする。
- 補助事業者が店子（X）であり、かつそのエネルギー管理単位に他のエネルギー使用者（Y、Z…）を含む場合は、他のエネルギー使用者（Y、Z…）が設備を適切に使用することを確認し、店子（X）と他のエネルギー使用者（Y、Z…）との契約書等の写し及び建築物の所有者の承諾書を提出するものとする。

(4) 貸与する場合

- 貸与する場合は、設置事業者との共同申請を行い、貸与事業者は1申請につき1社とする。
- 貸与料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類（補助金の有無で各々、貸与料金、資金コスト（調達金利根拠）、手数料、保険料、税金等を明示）を提示すること。
- 同一事業において、貸与とそれ以外の併用がないこと。
- 補助対象となる設備は、原則として、最長の処分制限期間（法定耐用年数の間）使用することを前提とした契約とすること。

5. VPP/V2Gリソース導入促進事業

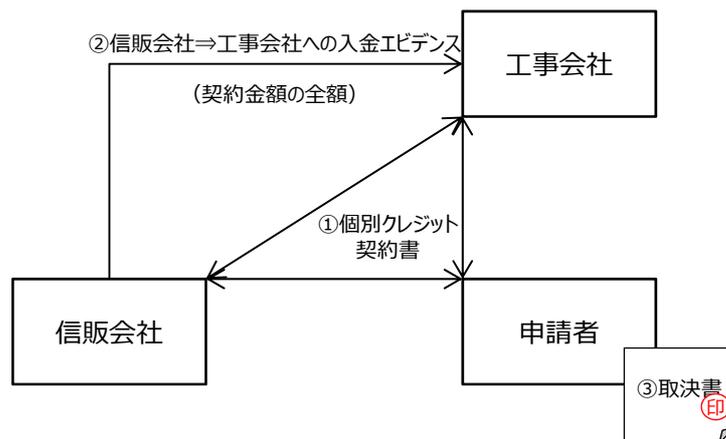
【補足15】個別クレジットについて

本補助金申請者が、補助対象機器購入にあたり個別クレジットを利用する場合、以下の条件を満たすことを条件に、申請を可とする。

1. 債務が完済されるまで当該機器の所有権がクレジット会社に留保される契約であること
2. 交付された補助金を個別クレジット契約に基づく債務の弁済金にあてること
3. 個別クレジット取扱会社は、経済産業省に登録されている個別信用購入あっせん業者であること

個別クレジットを利用する際は、実績報告時に以下の3種類の書類を提出すること。

- ① 個別クレジット契約書（コピー）
- ② 信販会社⇒工事会社への入金エビデンス（コピー）
- ③ 個別クレジット契約による補助金受給に関する取決書(押印済み原本)



【注意事項】

- 信販会社から工事会社への入金は、各種手数料等（振込手数料は除く）を差し引かず、契約書と同金額の入金額であること。
- メーカー等が個別クレジットに介入するスキームの場合は、別途SIIに事前に相談し、指示を仰ぐこと。

6.申請方法

6.申請方法

6-1 提出書類 (VPP/V2Gアグリゲーター登録)

No.	書類名称	様式	提出者				注意事項
			A事業	B事業			
				Type I (リソース)	Type II (コーディネイ)	Type III (双方)	
1	VPP/V2Gアグリゲーター登録申請書	指定様式1	●	●	●	●	・アグリゲーションコーディネーターが集約して提出すること 原本必須
2	実施体制図	指定様式3		●	●		・アグリゲーションコーディネーターが全社を集約した体制図を作成
3	実施体制リスト	別紙		●	●		・実施体制図上の全社をリスト化
4	事業計画書	自由		●	●		・PPT様式で全体の事業計画を策定すること ・H29年度からの継続事業の場合は、継続性がわかるようにすること
5	VPP/V2Gアグリゲーター全体システム概要書	指定様式8		●	●		

6-2 提出書類 (交付申請)

No.	書類名称	様式	提出者				注意事項
			A事業	B事業			
				Type I (リソース)	Type II (コーディネイ)	Type III (双方)	
1	交付申請書	様式第1	●	●	●	●	・自社の実証経費等を各々の企業が申請すること 原本必須
2	実施計画書	指定様式2	●	●	●	●	
3	実施体制図	指定様式3	●	●	●	●	・A事業は、A事業の実施体制図を記載 ・B事業は、コーディネーターが登録申請時に提出したもののコピーを添付
4	システム概要書	指定様式4	●	●	●	●	・複数のシステムがある場合は、システムごとに1枚ずつ作成・提出すること
5	実証予定・補助金申請予定 (平成30年度)	指定様式5		●	●	●	・リソースアグリゲーターは各々の導入見込を提出すること。 ・アグリゲーションコーディネーターは同一コンソーシアムの全導入見込みを集約して提出すること。
6	人件費・実証経費サマリ	指定様式6	●	●	●	●	・必要に応じて行を追加すること (計算式に注意) ・交付申請書の記載金額と一致していること
7	人件費・実証経費明細表	指定様式7	●	●	●	●	・必要に応じて行を追加すること (計算式に注意)
8	業務計画書	自由	●	●	●	●	・4半期別の業務計画を作成すること ・人件費・実証経費・システム開発費の計画と一致させること
9	実証経費見積根拠資料	自由	●	●	●	●	・実証経費の単価や数量がわかる資料 (見積書・カタログ等) ・実績報告時に3社見積もりが必要になる経費もあるので注意すること
10	見積依頼書 写	自由	●	●	●	●	
11	見積依頼仕様書	自由	●	●	●	●	・システム開発の補助対象範囲が明確にわかるようにすること ・自社開発の場合は、健保等級×工数で計算した見積書
12	概算見積書 写	自由	●	●	●	●	・申請時点は概算見積で可、実績報告時に3社見積もりが必要になる ・補助対象経費が最安値の見積を補助対象経費とする (発注は最安値以外の事業者でも可)
13	暴力団排除に関する誓約事項	別紙3	●	●	●	●	
14	役員名簿	別紙2	●	●	●	●	・書類提出時点の、全ての役員を記載 (執行役員を除く)。
15	事業者登記簿謄本	写し	●	●	●	●	・最新の登記簿謄本 (全部事項・現在事項どちらでも可)
16	会社概要	自由	●	●	●	●	・本事業に関する部署の体制を添付すること 実施責任者略歴、研究員・実施者の氏名、所属、役職、業務内容
17	決算報告書(直近2年分)	自由	●	●	●	●	
18	コンプライアンス体制図	自由	●	●	●	●	・コンプライアンス遵守の仕組みがわかる体制図
19	情報セキュリティポリシー 等	自由	●	●	●	●	・情報管理における取り組みがわかる資料 ・取得している場合、第三者認証の認証証明書、社内規定のコピー等
20	VPP/V2Gリソースの制御に関する提案書 (案)	自由		●		●	・VPP/V2Gのメリット等を説明できる内容であること
21	VPP/V2Gリソースの制御に関する契約書 (雛形)	自由		●		●	・報告時の個人情報の提供、補助金の返還など補助金に関係して必要な文言を反映すること
22	VPP/V2G制御実績報告書 (案)	自由		●		●	
23	カタログ類	自由	●	●	●	●	・制御方法や提供システム、接続可能機器に関するカタログ類 ・その他、事業概要を説明するのに必要なカタログ類 等

6.申請方法

6-2 A事業・B事業の補助対象経費基準

区分	経費項目	内容	補助対象基準	実績報告時の提出証憑	相見積要否
	人件費	実証を行うために必要な直接人件費	<ul style="list-style-type: none"> 本事業に必要な工数であること、本事業に従事した時間を明確に示せる場合に限る。 健保等級単価による精算に限る。 健保等級単価を持っていない人員の場合は、支払い時給で健保等級を求める。 実績報告書の作成は対象外 	<ul style="list-style-type: none"> 健保等級証明書 勤務日報（従事時間、従事業務がわかるもの） 業務概要書（本事業のどの業務を行っていたかがわかるもの） 	不要
実証経費	旅費	実証を行うために必要な移動経費（電車、バス、タクシー、航空機、他）	<ul style="list-style-type: none"> 原則、公共交通機関での移動のみ補助。 タクシーは公共交通機関での移動ができないことを証明できる場合のみ。（理由書必要） レンタカー、ガソリン代は原則認めない。 航空機はエコノミークラスのみ。 航空機利用、前泊、後泊等は提出企業の内規に従う。 グリーン車の利用は認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> 実証に必要な移動であることを証明できるもの（議事録、出張報告書等） 電車・バス移動は駅探の検索結果のみ 特急料金、航空機、タクシー等は領収証の写（航空機は搭乗証明も要） 宿泊は領収証、宿泊証明書（会社内規で定額支出となっている場合） 企業交通費精算等の内規 理由書（タクシー利用の場合） 	不要
	委託費・外注（請負）費	自社以外への業務委託費、外注費等システム利用料等もこちらに含める	<ul style="list-style-type: none"> 本事業のみで使用し、本事業に必要なものであることが示せる場合に限る。（資産計上しない経費に限る） 	<ul style="list-style-type: none"> 見積依頼書・仕様書（本事業で必要であることがわかるような記載があること） 見積書（3者分） 契約書・納品書・検収書 請求書・入金エビデンス 特命発注の場合は選定理由書 	要
	通信費	インターネット通信、電話、携帯電話レンタル、郵便、宅配費等	<ul style="list-style-type: none"> 本事業のみで使用し、本事業に必要なものであることが示せる場合に限る。（資産計上しない経費に限る） 	<ul style="list-style-type: none"> 見積依頼書・仕様書（本事業で必要であることがわかるような記載があること） 見積書（3者分） 契約書・納品書・検収書 請求書・入金エビデンス 特命発注の場合は選定理由書 	要
	会議費	会議、委員会等要する経費（機材借料及び茶菓料（お茶代）等）	<ul style="list-style-type: none"> 本事業のみで使用し、本事業に必要なものであることが示せる場合に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> 契約書（申込書） 請求書・入金エビデンス 会議議事録 	不要
	会議室借料	事業を行うために必要な有料会議室使用に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> 会議を有料の会議室で行うことが適当であると認められる場合に限る。（各社の会議室で実施できない理由など） 	<ul style="list-style-type: none"> 契約書（申込書） 請求書・入金エビデンス 会議議事録 有料会議室利用理由書 	不要
	各種リース費	事業を行うために必要な設備のレンタルに要する経費	<ul style="list-style-type: none"> 本事業のみで使用し、本事業に必要なものであることが示せる場合に限る。 リースで備品を購入する場合は、リース会社との共同申請が必要になるため、本事業経費としては対象外とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 見積依頼書・仕様書（本事業で必要であることがわかるような記載があること） 見積書（3者分） 契約書・納品書・検収書 請求書・入金エビデンス 特命発注の場合は選定理由書 	要
	印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費	<ul style="list-style-type: none"> 本事業のみで使用し、本事業に必要なものであることが示せる場合に限る。（ただし、特定の製品の営業目的に関するものは補助対象外） 執行団体に提出する資料（申請書、報告書等）の費用は対象外。 	<ul style="list-style-type: none"> 見積書（本事業の印刷物であることがわかること、部数・仕様の記載があること） 契約書（申込書） 請求書・入金エビデンス 印刷物の配布先が示せる資料 	不要
	機械装置等の購入費	本事業を行うために必要なシステム開発費等	<ul style="list-style-type: none"> 本事業のみで使用し、本事業に必要なものであることが明確に示せる場合に限る 申請企業に資産計上されるものに限る。 資産計上されない利用料等はNo.3で計上すること。 開発システムを他社に有償で利用させる場合や有償で販売する場合は、収益納付が発生する可能性有 	<ul style="list-style-type: none"> 見積依頼書・仕様書（本事業で必要であることがわかるような記載があること） 見積書（3者分） 契約書・納品書・検収書 請求書・入金エビデンス 特命発注の場合は選定理由書。発注時に単価・工数により価格評価を実施のこと。 	要

6.申請方法

6-3 公募期間（A事業・B事業）

平成30年4月17日（火）～平成30年5月1日（火）12：00（必着）

- ※ 原則、配送状況が確認できる手段で送付すること。
- ※ SIIへ持ち込む場合は、事前に持ち込み時間をSIIへ連絡し、SII側が受取日時を記入可能な帳票を持参すること。（様式は自由）
- ※ 予算の消化状況次第で、リソースアグリゲーターは年度内に複数回公募する可能性がある。
- ※ C事業の公募期間は、A・B事業者の採択後に改めて公表する。
- ※ C事業の申請書類は、採択されたリソースアグリゲーターに別途提示する。

6-4 提出先

〒104-0061

東京都中央区銀座2-16-7 恒産第3ビル5階

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

審査第三グループ

**「需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント
構築実証事業費補助金 交付申請書」**

申請書在中

- ※ 上記をカラーコピーし、宛先として使用してもよい。
- ※ 郵送時は、必ず赤字で「需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金 申請書在中」と記入のこと。
- ※ 申請書類の到着状況についての個別の問い合わせは受け付けできないので注意すること。
- ※ 指定ファイルはExcelデータをメールで提出すること。

公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
需要家側エネルギーリソースを活用した
バーチャルパワープラント構築実証事業費補助金
補助金申請に関するお問い合わせ窓口

T E L : 03-5565-3960

<受付時間：10：00～12：00 13：00～17：00（土曜、日曜、祝日を除く）>

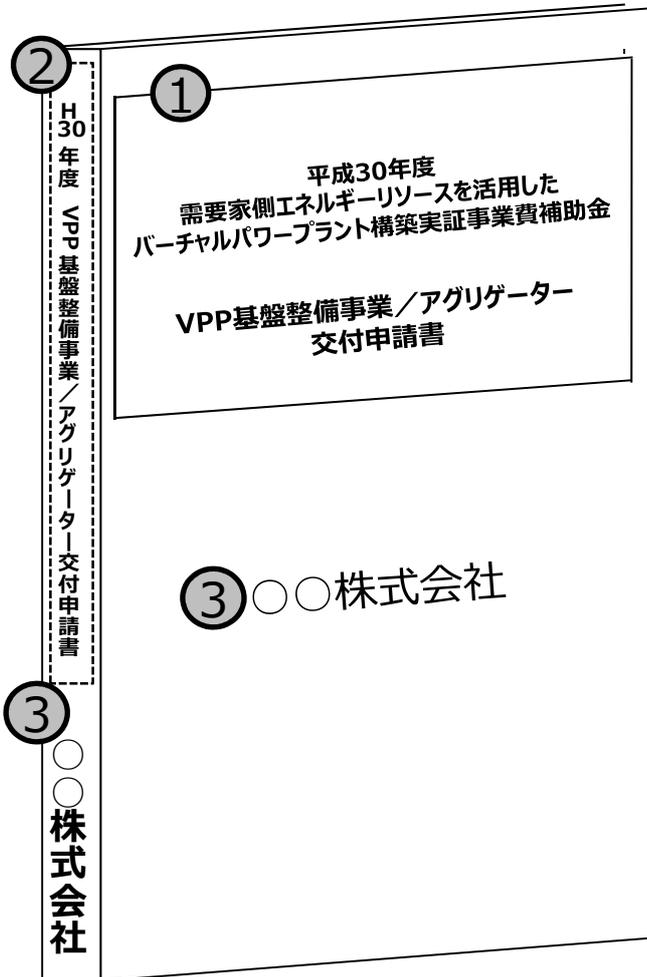
M a i l : vpp_info@sii.or.jp

ホームページ : <http://sii.or.jp/>

6.申請方法

6-5 交付申請書のファイル作成方法

◇ ファイリングの参考例

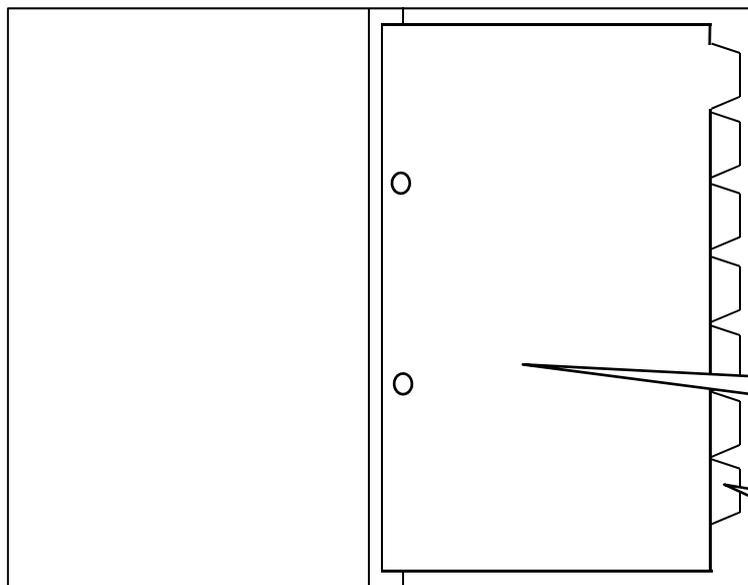


【ファイルの作成方法】

指定ファイル：A4判・2穴タイプ

※ 背表紙があるファイルを使用すること

- 申請書類はA4判のファイル（2穴タイプ）でとし、表紙には下記の項目を記入すること。
 - ① 事業名称
 - ② 事業年度と指定名称
 - ③ 事業者名
- ファイルは、ファイリングする書類に応じた厚さにすること。
- 押印書類を含め、全ての書類には穴を開け、直接ファイリングすること（クリアフォルダには入れない）。書類の左側には十分な余白をとり、記入部分に穴がかからないようにすること。
- 袋とじは不可。
- 書類のホチキス止めは不可。



【ファイリングの方法】

- 各書類の最初には、該当する書類のNo. と書類名称（P.55「6-1 提出書類」参照）を記入したインデックスタイプの中仕切りを挿入すること。
- 書類自体にはインデックスをつけないこと。

各書類間に
中仕切りをつける

インデックス
(P.55のNo. と書類名称)
を記入

7.事業開始から事業完了後について

7.事業開始から事業完了後について

7-1 補助事業の開始

補助事業者は、SIIから郵送される交付決定通知書に記載された交付決定日以降、初めて補助対象経費に係る契約・発注や、リソースアグリゲーターとのエネルギー管理支援サービスの契約等を行うことができる。

7-2 計画変更等について

事業の実施中に事業内容や計画に変更が生じた場合（補足16参照）、予めSIIに報告し、その指示に従うこととする。また、事業完了の遅延が見込まれる場合も同様に、速やかにSIIへ報告を行うこと。何らかの理由により補助対象経費が増額となる事態が発生しても、交付決定金額の増額は認められない。

7-3 中間検査について

SIIは、事業期間中に必要に応じて中間検査（現地調査を含む）を行うことがある。その場合、補助事業者及びリソースアグリゲーターは、SIIの指示に従い、対応すること。

7-4 実証への参加について

アグリゲーションコーディネーターは、関係するリソースアグリゲーター配下のVPPリソースの接続確認後、共通実証もしくはアグリゲーションコーディネーターが設計する実証を行うこと。本事業で導入するVPP/V2Gリソースは必ず実証に参加しなければならない。

7-5 補助事業の完了

補助事業の完了日は、設置工事、システムの試運転の完了及び補助事業者における支出義務額（補助対象経費全額）を支出完了（精算を含む）した日とする。包括クレジット契約、割賦契約、手形、相殺等による支払は認められない。

7-6 実績報告及び額の確定について

補助事業者は、補助事業の完了日から30日以内又はSIIの指定する日までに、実績報告書を提出しなければならない。全ての必要書類を揃えて、実績報告書をSIIに提出すること。SIIは、実績報告書を受理した後、書類審査及び現地調査等を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書により補助事業者に速やかに通知する。

- 補助金額は、実績報告後のSIIの審査で決定する。
- 補助対象経費の中に補助事業者の自社製品の調達等がある場合は、補助対象経費から補助事業者の利益相当分を排除した額を補助対象経費の実績額とする。詳細はP.12補足3を参照のこと。

7-7 補助金の支払い

SIIは、額の確定通知書を郵送後、速やかに補助事業者に対し補助金を交付する。

7.事業開始から事業完了後について

7-8 取得財産の管理等について

補助事業者は、補助事業の実施により取得した財産等（取得財産等）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、リソースアグリゲーターと共にその効率的、効果的運用を図る必要がある。

また、処分制限期間内に取得財産等を処分（補助金の交付の目的（補助金交付申請書に記載された補助事業の目的及び内容）に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう）しようとする時は、あらかじめSIIの承認を受ける必要がある。

7-9 VPP/V2Gリソース活用状況の報告

リソースアグリゲーターは、補助事業の完了後の翌年度から5年間、本事業で取得したVPP/V2Gリソースの活用状況のデータを保存し、SIIが求めた場合報告しなければならない。VPP/V2Gリソースとして有効に活用されていないことが明らかになった場合は、補助金の返還を求める場合がある。

7-10 交付決定の修正または取消、補助金の返還、罰則等について

補助事業者及びリソースアグリゲーターによる事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金適正化法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合は、次の措置が講じられることになる。

- 交付決定の修正または取消、補助金等の返還及び加算金の納付。
- 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- 相当の期間補助金等の全部又は一部の交付決定の不実施。
- 補助事業者及びリソースアグリゲーター等の名称及び不正の内容の公表。

7-11 個人情報の取扱について

本事業において取得した個人情報については、申請に係る事務処理等に利用する他、SIIが主催するセミナー、シンポジウム、アンケート調査、公募説明会等の連絡等にて利用する場合がある。

7.事業開始から事業完了後について

【補足 1 6】事業内容に変更がある場合について

申請した事業の内容を変更する場合は、必ず事前にSIIに連絡すること。SIIの指示に基づき所定の書類を提出し、確認又は承認を受ける必要があるため、必ず時間に余裕をもってSIIに連絡すること。なお、事業の目的に沿わない変更等については承認されないことがある。

	項目	書類名	備考
補助金 交付前	代表者名、事業者名、住所、担当者等の変更	申請情報変更届	所定の書類を提出すること
	法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更されるとき	補助事業計画変更承認申請書 補助事業承継承認申請書	所定の書類を提出の上、SIIの承認を得ること
	システムや機器の仕様、数量、金額等が変わるとき	補助事業計画変更承認申請書	所定の書類を提出の上、SIIの承認を得ること
	調達先や製造事業者事由で型番等に変更があるとき	事業計画変更届	所定の書類を提出すること
	事業完了が遅れる見込みと判断されるとき	補助事業事故報告書	所定の書類を提出の上、SIIの指示を受けること
補助金 交付後	事業完了後、取得財産の利用目的変更、処分等をしたとき	補助事業財産処分承認申請書	所定の書類を提出の上、SIIの承認を得ること
	代表者名、事業者名、住所、担当者等の変更	申請情報変更届	所定の書類を提出すること
	財産処分を伴わない軽微な事業内容の変更 (契約アグリゲーターの変更等)	事業計画変更届	所定の書類を提出すること
	財産処分を伴わない共同申請者の変更 等	補助事業計画変更承認申請書	所定の書類を提出の上、SIIの承認を得ること

8.申請書類の記入例

8.申請書類の記入例

8-1 VPPアグリゲーター登録申請

指定様式 1

平成 30 年 4 月 20 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

住 所 東京都中央区銀座2-16-7

申請者 名 称 一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表者 代表取締役 環境 太郎 印

平成30年度需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント 構築実証事業費補助金 アグリゲーター登録申請書

平成30年度需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント
構築実証事業費補助金アグリゲーター登録について、下記のとおり申請します。

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金
等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、需要家側
エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業補助金交付要綱（2
0160406財資第34号。以下「交付要綱」という。）、交付規程及び公募要領の定め
るところに従うことを承知の上、申請します。

アグリゲーションコーディネーター	一般社団法人 環境共創イニシアチブ
リソースアグリゲーター	一般社団法人 環境共創イニシアチブ

※登録するアグリゲーター及び実証協力会社の全社分をアグリゲーションコーディネーターがまとめて提出をおこなうこと

8.申請書類の記入例

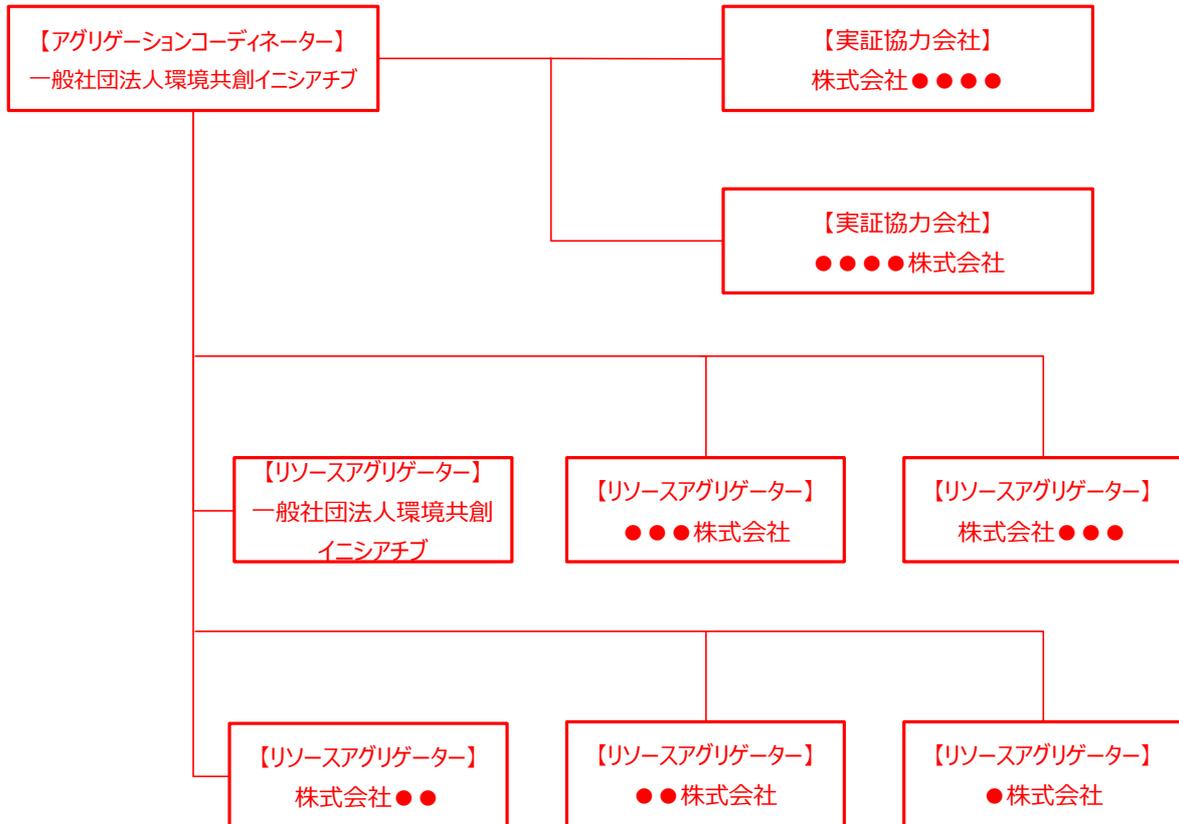
指定様式 3

実施体制図

※具体的な実証体制を記載すること。

体制図

- ※Type II or IIIの事業者が体制図をSIIIに提出すること
- ※Type Iの事業者は必ずアグリゲーションコーディネーターが申請している体制図のコピーを提出すること
- ※複数のType II・IIIの事業者と連携する場合は複数毎提出すること
- ※VPP/V2Gサービスを提供する上で不可欠な協力会社がある場合は体制図に入れること



担当者 連絡先	部署名	●●部	TEL	03-5565-3960
	役職	課長	Mail	info@sii.or.jp
	担当者名	環境 花子		

特記事項

8.申請書類の記入例

別紙

V P P / V 2 G アグリゲーターコンソーシアム

No.	会社名	役割	担当者名	連絡先
1	一般社団法人 環境共創イニシアチブ	アグリゲーションコーディネーター	環境 花子	03-5565-3960
2	株式会社●●●●	実証協力会社	実証 一郎	03-1111-1111
3	●●●●株式会社	実証協力会社	協力 次郎	03-1111-1112
4	一般社団法人 環境共創イニシアチブ	リソースアグリゲーター	環境 花子	03-5565-3960
5	●●●●株式会社	リソースアグリゲーター	●● ●●	03-1111-1113
6	株式会社●●●●	リソースアグリゲーター	●● ●●	03-1111-1114
7	●●●●株式会社	リソースアグリゲーター	●● ●●	03-1111-1115
8	株式会社●●●●	リソースアグリゲーター	●● ●●	03-1111-1116
9	●●●●株式会社	リソースアグリゲーター	●● ●●	03-1111-1117
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				

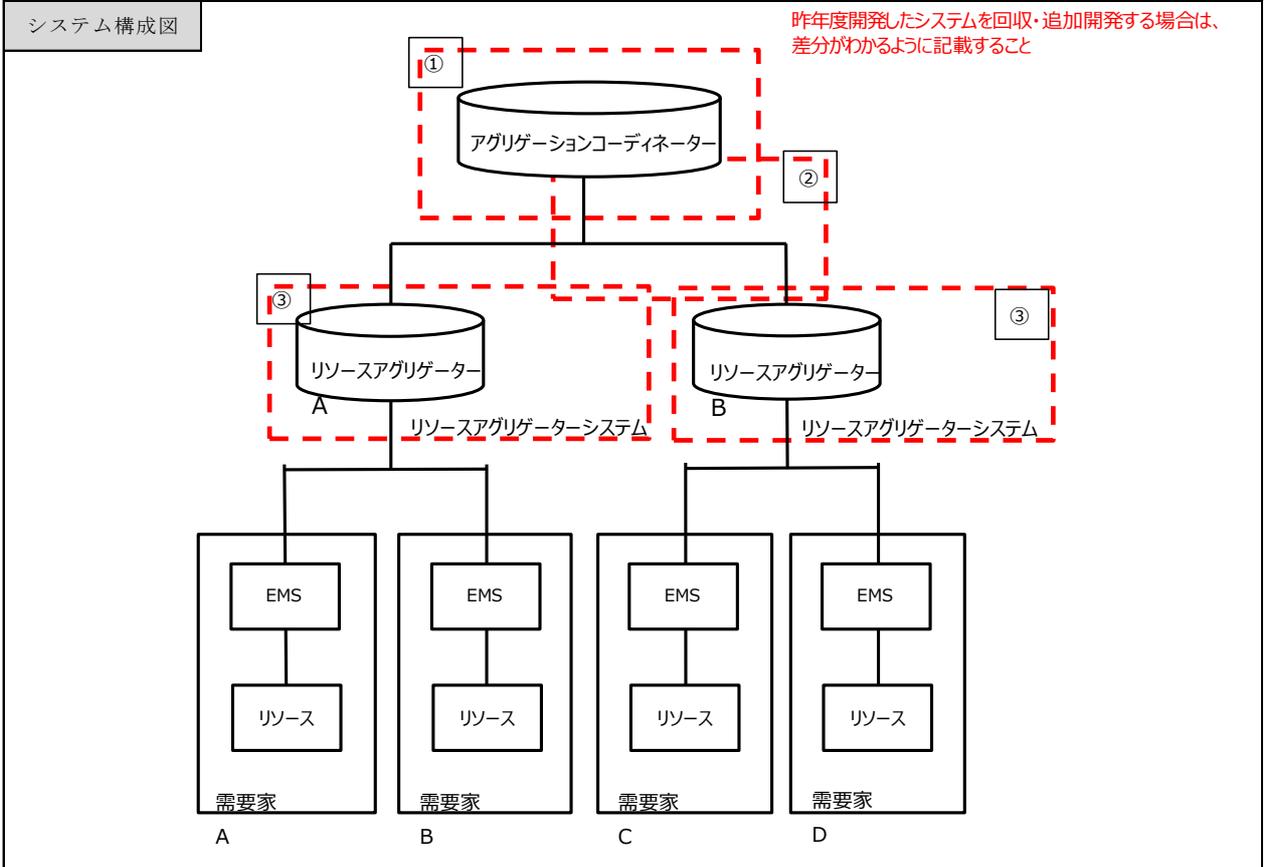
8.申請書類の記入例

指定様式8 ※詳細なスペック、価格等がわかるカタログ類がある場合、別途添付すること。

VPP/V2Gアグリゲーター全体システム概要書

事業者名 一般社団法人 環境共創イニシアチブ

システム概要 クラウド型の蓄電池群管理システム
家庭用蓄電池及び、EVの蓄電池遠隔管理・制御を行う



※記入欄が不足する場合は適宜行の追加を行うこと

開発範囲	役割	会社名	開発内容
① ●●●●	アグリゲーションコーディネーター	一般社団法人 環境共創イニシアチブ	
② ●●●●	実証協力会社	株式会社●●●●	
② ●●●●	実証協力会社	●●●●株式会社	
③ ●●●●●	リソースアグリゲーター	●●●●株式会社	
③ ●●●●●	リソースアグリゲーター	株式会社●●●●	
③ ●●●●●	リソースアグリゲーター	●●●●株式会社	
③ ●●●●●	リソースアグリゲーター	株式会社●●●●	
③ ●●●●●	リソースアグリゲーター	●●●●株式会社	

8.申請書類の記入例

8-2 交付申請

(様式第1)

1/2

申請書番号はS I Iが記載
申請書番号

平成 30 年 4 月 20 日

一般社団法人 環境共創イニシアチブ

代表理事 赤池 学 殿

申請者 住所 東京都中央区銀座2-16-7
名称 一般社団法人 環境共創イニシアチブ
代表者 代表取締役 環境 太郎 印

平成30年度需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント
構築実証事業費補助金交付申請書

需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金交付規程（S I I - 3 0 E - 規程 - 0 0 1。
以下「交付規程」という。）第5条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金交付要綱（20160406財資第34号。以下「交付要綱」という。）、交付規程及び公募要領の定めるところに従うことを承知の上、申請します。

8.申請書類の記入例

2/2

記

1. 補助金交付申請額	
(1) 補助事業に要する経費	77,442,306 円
(2) 補助対象経費	67,442,306 円
(3) 補助金交付申請額	33,721,153 円
2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額（別紙1）	
3. 役員名簿（別紙3）	
4. 補助事業の開始及び完了予定日	平成30年6月1日～平成31年1月31日

※1 一般社団法人環境共創イニシアチブの需要家側エネルギーリソースを活用したバーチャルパワープラント構築実証事業費補助金は、経済産業省が定めた交付要綱第3条に基づく国庫補助金を交付するものです。

※2 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。
補助金所要額－消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額＝補助金額

8.申請書類の記入例

(別紙1)

補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額

(単位 円)

補助対象経費の区分		補助事業に要する経費 (注1)	補助対象経費の額 (注2)	補助率 (注3)	補助金の交付申請額 (注4)
人件費		12,442,306	12,442,306	1/2以内	6,221,153
事業費	実証経費	15,000,000	15,000,000	1/2以内	7,500,000
	機械装置等の導入費(システム開発費)	50,000,000	40,000,000	1/2以内	20,000,000
消費税			0	—	0
合計		77,442,306	67,442,306	—	33,721,153

(注1) 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費を意味します。
なお、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入すること。

(注2) 「補助対象経費」には、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費について、消費税及び地方消費税相当額を差し引いた金額を記入すること。

(注3) 補助率には、1/2以内、定額のいずれかを記載すること。

(注4) 「補助金の交付申請額」は、「補助対象経費」のうちで補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額(1円未満は切捨て)のことをいいます。

8.申請書類の記入例

指定様式 2

実施計画書									
1. 事業者情報									
会社名	一般社団法人 環境共創イニシアチブ								
法人番号	1234567890123			業種	電気・ガス・熱供給・水道業				
所在地	〒000-0000	東京	都	中央	区	銀座〇丁目〇番〇号			
	〇〇ビル〇階								
代表者役職	代表取締役			代表者氏名	環境 太郎				
設立年月日	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日			資本金 (万円)	5,000		従業員数	500	
2. 決算情報 (直近2年度分)									
報告期間	売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	経常利益 (百万円)	総資産 (百万円)	純資産 (百万円)				
平成27年4月～平成28年3月	228,300	52,300	12,841	214,899	81,441				
平成28年4月～平成29年3月	194,300	47,551	8,991	199,641	73,488				
3. 補助事業の具体的な内容									
補助事業の目的									
実施場所名称									
住所	〒		都		区				
事業の実施方法									
※年度内の事業スケジュールを別途添付すること									
4. 担当者情報									
※事業の責任者ではなく、実務担当者の情報を記入すること。									
所属	〇〇部			役職	課長				
担当者氏名	〇〇 〇〇			MAIL	〇〇〇@〇〇〇.co.jp				
住所	〒000-0000	東京	都	中央	区	銀座〇丁目〇番〇号			
	〇〇ビル〇階								
電話	(〇〇) 〇〇〇〇-〇〇〇〇			FAX	(〇〇) -〇〇〇〇-〇〇〇〇				
※VPPサービスおよびVPPに類似するサービス実績について記入。 ※実績の内容を示す資料を必ず添付すること。									
5. 事業の実績									
VPPサービス名	デマンドレスポンスサービス								
事業・サービス概要	<ul style="list-style-type: none"> ・一般家庭の電力を見える化し、省エネの促進 ・電力会社と節電協力に対価を受ける契約を行っており、協力世帯に対して対価の分配 等 								
区分	顧客数	管理出力	制御実績	制御対象			制御内容		
共通実証	150	0 kW	0 kW						
秒単位	100	0 kW	0 kW						
取引価格連動	100	0 kW	0 kW						
他	0	0 kW	0 kW						
VPP基盤整備事業者と共同で実施する共通実証									
秒単位での制御(小売電気事業者向けインバランス抑制制御)									
卸取引市場の取引需要創出DR制御									
他:電圧制御、潮流制御、周波数制御(電源I-a)等									

8.申請書類の記入例

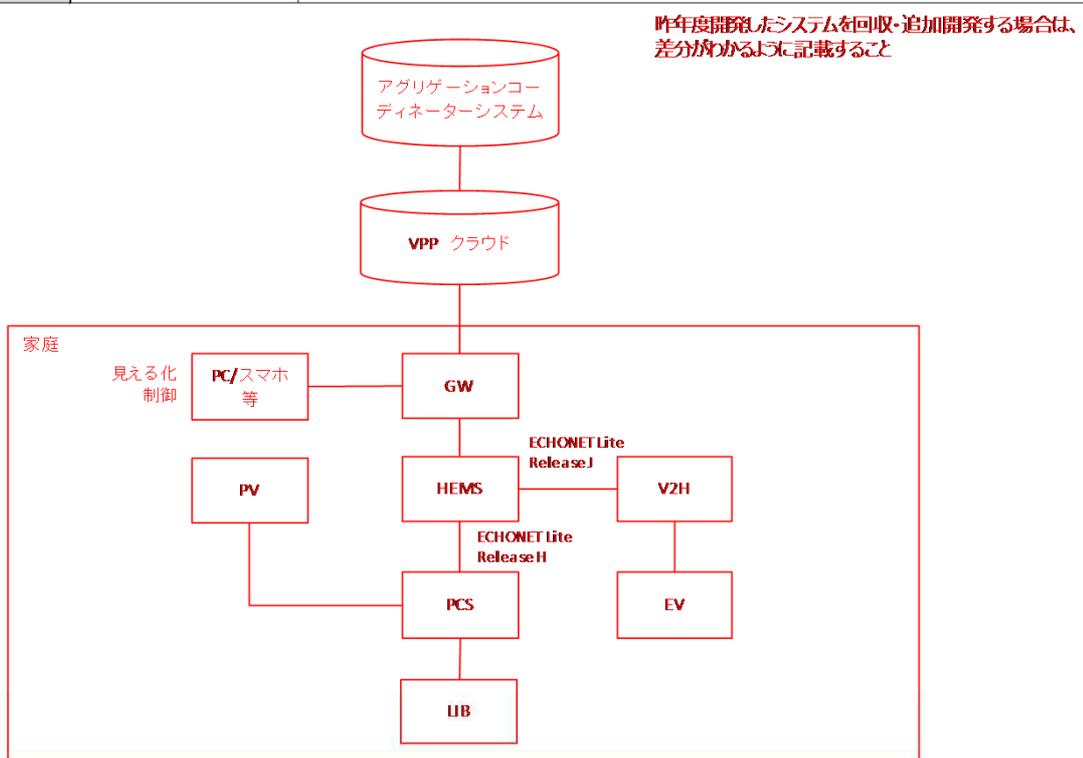
指定様式4 ※詳細なスペック、価格等がわかるカタログ類がある場合、別途添付すること。

システム概要書

会社名

システム概要
 クラウド型の蓄電池群管理システム
 家庭用蓄電池及び、EVの蓄電池遠隔管理・制御を行う

システム構成図 システム名 VPP Management System



制御可能リソース	電源 I-bDR	小売 向けDR	上げDR	他
家庭用蓄電池	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
産業用蓄電池	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
エコキュート	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
V2H (EV)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
エネファーム	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
空調	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
コジェネ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
自家発電	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
PV発電	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
製造設備	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
V2G関連機器	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

※今年度C事業で申請をする家庭用蓄電池全てを記入すること

家庭用蓄電池メーカー	商品名	パッケージ型番

8.申請書類の記入例

指定様式 6

会社名	一般社団法人 環境共創イニシアチブ
-----	-------------------

人件費サマリ

氏名	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期	合計
ABC	184,800	554,400	554,400	554,400	1,848,000
DEF	183,600	550,800	550,800	550,800	1,836,000
HIJ	127,200	381,600	381,600	381,600	1,272,000
KLM	126,900	380,700	380,700	380,700	1,269,000
NOP	207,600	622,800	893,833	820,272	2,544,506
QWX	134,400	403,200	403,200	403,200	1,344,000
YZ	189,185	566,378	828,829	744,409	2,328,801
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	どちらの表も入力不要。P.75のシートとリンクされています。				-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
合計	1,153,685	3,459,878	3,993,363	3,835,381	12,442,306

実証経費サマリ

項目	第一四半期	第二四半期	第三四半期	第四四半期	合計
旅費	100,000	140,000	90,000	175,000	505,000
委託費	3,300,000	3,100,000	1,750,000	3,800,000	11,950,000
外注(請負)費	300,000	300,000	200,000	285,000	1,085,000
会議費	90,000	100,000	130,000	300,000	620,000
通信費	40,000	60,000	40,000	40,000	180,000
会議室借料	30,000	30,000	100,000	100,000	260,000
各種リース料	100,000	100,000	100,000	100,000	400,000
印刷製本費	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-
合計	3,960,000	3,830,000	2,410,000	4,800,000	15,000,000

8.申請書類の記入例

指定様式 7

会社名	
-----	--

人件費計算シート

氏名	保険等級	賞与回数	単価	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計(h)	合計(¥)
ABC	20	4	1,540			120.00h	1200.00h	¥ 1,848,000									
DEF	20	2	2,040			90.00h	900.00h	¥ 1,836,000									
HIJ	15	4	1,060			120.00h	1200.00h	¥ 1,272,000									
KLM	15	1	1,410			90.00h	900.00h	¥ 1,269,000									
NOP	18	2	1,730			120.00h	120.00h	120.00h	120.00h	120.00h	120.00h	150.50h	10.50h	90.00h	120.00h	1470.81h	¥ 2,544,506
QWX	16	4	1,120			120.00h	1200.00h	¥ 1,344,000									
YZ	17	2	1,570			120.50h	115.75h	120.00h	125.00h	125.50h	125.75h	150.50h	10.50h	90.00h	120.00h	1483.31h	¥ 2,328,801
-																	
-																	
-																	
-																	
-																	
-																	
-																	
合計勤務時間																8354.13h	¥ 12,442,306

実証経費計算シート

項目	内容	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	合計	参照No.
旅費		20,000	40,000	20,000	80,000	160,000	
会議費		30,000	40,000	40,000	40,000	150,000	
委託費		800,000	800,000	500,000	300,000	2,400,000	
委託費		2,000,000	2,000,000	1,000,000	1,000,000	6,000,000	
旅費		40,000	50,000	40,000	50,000	180,000	
通信費		20,000	40,000	20,000	20,000	100,000	
委託費		500,000	300,000	250,000	2,500,000	3,550,000	
外注(請負)費		100,000	100,000	100,000	10,000	310,000	
外注(請負)費		200,000	200,000	100,000	250,000	750,000	
通信費		20,000	20,000	20,000	20,000	80,000	
旅費		40,000	50,000	30,000	25,000	145,000	
会議室借料		30,000	150,000	100,000	30,000	310,000	
各種リース料		100,000	100,000	100,000	100,000	400,000	
会議費		30,000	30,000	50,000	200,000	310,000	
会議費		30,000	45,000	40,000	40,000	155,000	
合計		3,960,000	3,965,000	2,410,000	4,665,000	15,000,000	



公募に関するお問い合わせ、申請方法等の相談・連絡

一般社団法人 環境共創イニシアチブ
需要家側エネルギーリソースを活用した
バーチャルパワープラント構築実証事業費補助金 事務局

T E L 03-5565-3960

M a i l vpp_info@sii.or.jp

<受付時間：10：00～12：00 13：00～17：00（土曜、日曜、祝日を除く）>